

金光教學

金光教教学研究所以紀要

10

1970

金光教教学研究所以

金光教 学 —金光教教学研究所紀要—

1970

No.10

教祖四十二歳の六患の事蹟について

—金神・神々と教祖との関わり—

……………瀬戸美喜雄…1

一乃弟子もらい金神と天照皇大神との問答
うけをめぐる

—伝承の世界と信仰の世界—

……………福嶋 義次…28

研究報告概要 ……………55

紀要第九号掲載論文批判検討会記録要旨 ……………69

彙 報 —昭44・4・1～45・3・31—

紀要第1～10号掲載論文・資料等一覧表

掲載論文要旨 (英文)

(第9号正誤表P.87)

教祖四十二歳の大患の事蹟について

—— 金神・神々と教祖との関わり ——

瀬戸美喜雄

はじめに

教祖四十二歳の大患は、周知のとおり、それまで生活の底に潜んできた何物かが次第に明確となり、生活を動かす中心の志向になっていく一大転機をなしたという意味において、教祖の生涯にとって極めて重要な意味をもっている。

教祖がその生涯について、みずから書き記した『金光大神覚』には、この大患の事蹟が九頁にわたって比較的詳しく記述しており、いま、この度考察してみようとする前半の事蹟記述を掲げると、次のとおりである。

卯の正月朔日、歳御神々様早々御礼申しあげ候。総氏神様へ拝参仕り、私四十二才厄晴れ祈念。神田筑前殿願い、三男、卯の年にまつりかえ、守札納め、赤澤宇之丞と名をつけ。鞆津(広島県福山市)祇園宮まいり、大宮へ出、神主願い、奉祈念木札ください。卯正月四日。吉備津宮まいり、おにっくう願いあげ、二度おどうじあり。私出世ありがたし

と申うて帰り、すぐに西大寺観音へまいり。十四日出、十五日帰宅いたし。

四月二十五日ばんに気分わるし。二十六日病氣まし。医師服薬、祈念神仏願い、病氣のどけに相成り。もの言われず、手まねいたし、湯水通らず。九死一生と申し。私は心じっしょう神仏へ身まかせ。家内に、「外へ出て仕事いたせ」と手まねいたし。

身内みな来て、小麦打ち、てご(手伝)してくだされ。小麦打ちやめて心配、「とてもいけん(だめ)」ともの案じ。「宇之丞を育てにやよかったにのう。死なれてはつらいものじゃ」と、みな思案いたし。「仕事どころか」と申し。「それでも、なんでも早うにかたづけて、神様願うよりしかたなし」。親類寄って、神々、石鎚様祈念願い申しあげ。新家治郎子の年へおさがりあり。「普請わたましにつき、豹尾・金神へ無礼いたし」お知らせ。妻の父が「当家において金神様おさわりはなし」と申し、「方角をみて建てた」と申し。「そんなら方角みて建てたら、この家は滅亡になりても、亭主は死んでも大事ないか」と仰せられ。

私びっくり仕り、なんとこと(なんこと)言われるじやろうかも思い。私がもの言われだし、ねぎにてお断り申しあげ。「只今氏子の申したは、なんにも知らず申し。私戌の年、年まわりわるし、ならんところを方角みてもらい、何月何日と申して建てましたから、狭い家を大家に仕り、どの方角へご無礼仕り候、凡夫で相わからず。方角みてすんだとは私は思いません。以後無礼のところ、お断り申しあげ」^①。(20〜24頁)

この記述は五段に分けることができよう。最初に大患前の教祖の問題意識、次いで病氣の状況とそれに向う教祖の態度、さらに周囲の人々が病氣の教祖に関わってくるきかたが述べてある。その中でも神がかりした古川治郎と八百蔵が神託をめぐって教祖に関わった内容が次に記されており、最後にそれを受けての教祖の姿勢が記述されている。

このようにみると、そこにおのずから解明されるべき問いが浮上してくる。

1、大患前に教祖はどのような状況とりわけ信仰状況にあったか。

2、大患に当たっての教祖の病氣に向う態度はどのような内容をもつものであり、それは教祖がどのようにして身につけたものであるか。

3、周囲の人々は何をしようとしたか。

4、神託の内容はどのようなものであり、そういう内容になる必然性はあったのか。また八百蔵はそれに関わって何をしたことになるか。

5、教祖はそれを受けて何をどのように体認したか。

このような一連の問いを掲げてみて、なおしかし問題になるのは、これら一々の事蹟についての問いを究明すること、つまり視点の一体何を明らかにしようとするのか、という点である。つまり視点の問題である。それに関して、従来この四十二歳の教祖の体験やそこにおいて出現する金神・神仏の働きは、教祖のそれまでの生活の歴史や周囲の客観的・主体的状況と切り離して捉えられる傾きがあった。^②

私には、その点が論究してみたい点として問題になる。そこで本稿では、教祖の生活態度、金神・神仏の働き、さらに金神・神仏と教祖との関わり合いを、四十二歳の時点まで教祖を取運んできた動きや教祖にせまっている状況との関わりにおいて追究する、という視点から、この事蹟にせまっていきたい。

一、厄晴れ祈念——教祖の信仰状況

はじめに、大患前の教祖の動きにふれ、大患をとりまく種々の状況に目を注いでみよう。

四十二歳を迎えた教祖は、冒頭に掲げた記述のごとく、元日早々、家の年棚に祭祀した歳徳神などへ迎春のお礼を申

し述べ、次いで氏神へ参拝している。

歳徳神とは、年神、正月さまなどとよばれ、正月の祭祀儀礼の中心をなす神である。この神は、米穀の神あるいは田の神であるといわれ、同時に祖霊の化現ともされている。^③そこから一年の生業が繁栄することを守る神、同時に家を個別に保護する家の神として、尊崇されていたのである。一方、氏神については多く語ることを要すまいが、当時氏神が村という同一共同体内に生まれ育った地縁者の人生全般、とりわけその精神生活の支柱として占めた位置は、こんにちとは比較さるべくもなく大きいものであったことだけは、明白である。「氏神はいつも氏子を知って居られる。彼等何事を願ひ、何を幸福とするかは氏神こそよく御承知^④」といわれるように、人間の仕合せも氏神をぬきには考えられぬものであった。

こうした歳徳神、氏神などへの拝礼のほか、同じ年の正月に、教祖は三つの社寺に参詣していることがわかる。このこと、つまり、四十二歳当時の教祖は諸神諸仏への重層的な信仰をすすめている状況下にあったことは、当然のことながら見すごされてはならない。

もっとも、神仏への重層的な信仰ということについては、二つの点で誤解を避けておかねばならぬだろう。その一つは、当時は誰しも多かれ少なかれ重層的な信仰という精神風土の中に住まいしており、それからはずれるあり方はありえなかったということであり、いま一つは、当時多くの神仏を信仰することは、それだけ一層その人の信仰心が厚いことを意味していたということである。後者については若干説明が要るであろう。

先の氏神についての記述でもうかがえるごとく、日本人の宗教心情の中核をなしているものは、人間と人間ならざるものとの親近感・一体感、すなわち神は人間の極く身近にあり形影相添うようにして人間の現実生活の営みを常に見守っている存在であるとの体感であることは、すでに民俗学上明らかにされてきている。換言すれば、現実生活のいろいろな場で右の体感が確かめられ鋭くさせられるということが宗教信仰にほかならなかったのである。そしていろいろな

時、いろいろな所に神聖なものを感じとり、神仏とまつり、あるいは神仏を勧請した結果が多くの諸神諸仏であったわけである。したがって肝要なのは神との一体感が身をもって確認されることであり、あの神とこの神という区別は明確でもなく、区別する意味も少なかったのである。このようにみてくると多くの神仏を信仰することは当時においては信仰者の無節操さを物語るものでなく、逆に、それだけ信仰心の深さを意味していたことがわかる。

ところで、教祖の元旦早々における歳徳神など家居の神々と氏神への拝参は、この年に限られたものではなく、例年の慣例であったようである。^⑤しかし、慣例的な動きの中で、教祖が特に心をこめたのは「厄晴れ」の祈願であった。当時男子四十二歳の年は一生のうち大厄の年とされており、それを無事にしのぐことが、その一年の最大の眼目であったからである。厄年というのは、古く平安時代からある観念のようである。教祖が生活したこの周辺では、三十三、四十二、六十一、七十七、八十八歳などが厄年とされている。このうち男子四十二歳が大厄とされるのは四二が「死に」に符合するためであるともいわれるが、もともとは神祭に参加する神聖な年令区分からきたものであるとの考えが広くおこなわれている。すなわち、男子は十五歳で若連中に加入し二十五歳でそれを脱退し、それぞれ神輿かつぎその他の役を得るとか、四十二歳で神役に参加する資格を得、六十一歳をもって頭屋に加入できるなど、社会的に諸種の役目を担いうる年令区分があり、四十二歳は、とりわけ氏神の重要な祭祀役割を担当しうる次の集団への区切りにあたる。四十二歳の厄年はこの区切りを経て次の年令集団へと加入する手続の一であって、いわば「役年」として、それを機に特別の物忌みが必要としたところから発達した慣習とされている。^⑥したがって、それは元来祝うべき年であると同時に、その一年万事につつしみ、災厄疫病にかからぬよう心がけねばならぬわけである。四十二の厄年はそういう意味で、いわば「人生のウダツを問われる」^⑦重要な通過儀礼的なひと節なのである。

厄晴れの方法には、先の宮参りのほか、物忌み、共食、山登り、厄のがれの呪法、生児に対する呪法などがある。^⑧多くは厄年（本厄）の前年を入り厄、前厄などといい、厄年の翌年をはね厄、後厄などといって、前後三年忌むのである。

以上、みてきたように本来氏神の祭祀と深い関係にあった「厄年」は、神聖なる役目に当るための物忌み（精進潔斎）の年という意味から、次第によからぬものを避ける忌み（厄忌）の年、遂には災厄がふりかかる年というふう次第にその意義を変じ、「厄晴れ」の方法も種々な附帯物を派生させながら、民間信仰の一として世に伝承されてきている。このような「厄晴れ」という民間信仰的伝承から意識された世界が、やはり教祖の大患の背景をなしている。大患が「厄年」「厄晴れ」という観点から教祖の問題になっていたということは、考察上見落せない点である。なお、かかる民間伝承の一つに金神の俗信仰があるが、叙述の便宜上、記述を次章へゆずることにする。

次に、問題となるのは、氏神社に次ぐ祇園宮、吉備津宮、西大寺観音への参詣である。

これら三社寺への参詣は、それぞれ備後、備中、備前の国中随一という靈験あらたかな社寺を選んでなされたものともみる見方もあるが、単に靈験随一というよりも、それぞれ「厄」と関係の深い社寺であることにこれらの社寺が選ばれた主意があったかと思われる。^⑨その点はさておいて、このようにかなりの時日をかけて遠方の社寺へ参詣するということは、いかに厄年とはいえ、極めて丁寧なことであり、のみならず、参詣の仕方もまた神官に特別の祈念を願い出て木札を受けたり、お日供を供えたり、会陽に参加したりなど、極めて徹底したものであった。このような行動の徹底性が、教祖の生活態度の一面としてうかがえるのであるが、かかる教祖の生活態度がまた、大患の事蹟を考察する上での大切なポイントをなしている。

以上、教祖の四十二歳の年頭の動きを追うことによって、大患の事蹟をとりまく問題状況を概括的にみてきた。とりままとめていえば、

- (1) 四十二歳の年頭に厄晴れが強く願望されていたこと。大患は当然「厄」ということと関わって問題となったであろうこと。
- (2) 諸神諸仏へ祈願をこめていること。大患に当たっても、これが治癒は神仏へ祈願することに期待されていたこと。

(3) 教祖が行届いて右のことをおこなっていること。行届いておこなった結果どうにもならぬこととして大患を迎えていること。

こうした諸点を厳しく確認することが、以下の考察を確かなものにしていく上に、重要なことである。

二、身まかせ——大患の生活史的背景

大患をわずらうことになった教祖は、その当初の状況を、次のように記述している。

「湯水通らず。九死一生と申し。私は心じっしょう神仏へ身まかせ。」

ここに「心じっしょう神仏へ身まかせ」とあるのが、この度の病氣の中を生きていく教祖自身の基本的態度を表白した言葉である。この言葉は、結論的にいえば、人力の限りを尽そうとした動きも、神仏にすがってご加護を受けようとした動きも、共に行詰って、事のなりゆきがどうなろうとそれをそのまま神仏の思召しとして受けていくほかない、というところに平静に肚をすえた状況を意味しているであろう。がしかし、それがなぜそうなってきたかという生活史的考察と、そのことが一体何を意味しているのかという意味内容の究明とがなされる必要があるであろう。

人間が生きていくということは極めて複雑な内容を包括しているが、仮にこれを状況判断し意志決定し行為する向きと、行為したこと自体を反省し吟味する向きとの二つに分けて考えてみるとしよう。前者は自己のおかれた状況を読みとり、善悪、好き嫌い、あるいは他人の思惑、自己の値打ちづけなどの種々な計算も折りこんで意志決定をし、それに従って行為しあるいはそれに逆らってそうしなかったりする。そこには、慣習的なもの、偶然的なもの、恣意的なもの、無意識的なものなども複雑に折りこまれている。このような向きの生を仮に「行為的生」と呼んでおこう。一方後者は、「行為的生」について、その過程や結果の良不良、善悪、快不快など知覚し反省し、あるいは意味を問い、時には、生

を営む人間存在自体についてまでも反省吟味する。その反省にも慣習的なもの、偶然的なものなどが入りこむ。このよ
うな向きの生の営みを、仮に「反省的生」と名づけておこう。以下教祖における「行為的生」、「反省的生」のそれぞ
れ中心的筋合いを以前にさかのぼって生活史的に闡明することによって、「心じっしょう神仏に身まかせ」との表白の
意味内容に接近してみようとするものである。

教祖の生の一特性を、行為の徹底性という点でとらえうるであろうことは先に少しふれたとおりである。これは、幼
少の頃から身についたものであって、少年期におけるたきぎ拾いの賃仕事、青年期の四国八十八か所廻りなどにもこの
特徴が発揮されているのを知ることができる。もともと、この特性なるものはそれだけを単独に抽出して論ずることに
は問題があり、そうでなくて幼くして養子に來たなどという客観状況との関連において論究されるべきものであろう。
しかし、そういう客観状況にせまられる中で、納得するまで徹底するということが、教祖の主體的姿勢にまでなってい
たことは、これまた異論のないところであろう。そういう姿勢で生活を営んだ結果、現実に庄屋のあつい信用を得て公
用にひんばんに起用されるようになったり、田畑を次々に購入し農業の規模も大きくなるなど、日常生活の面では歩一
歩繁栄の道をたどったのである。

ところが、そうした発展の日常——それは限りなく追求したいものであるにもかかわらず——を根底から揺り動かす
ごとき問題が教祖の家庭に頻発することになった。すなわち、養父、義弟、長男、長女、次男と続く家族の死という問
題である。そして家族の相次ぐ死は、世間一般の目からすれば、金神の俗信仰と結びつけて考えられるものであった。

金神とは『暦日註解』に「金神は……金氣の精なれば物を枯し死す事をつかさどる、尤恐慎んで忌さくべし、この方
に向ひて家造わたまし婚礼聳入惣じて何事にも用ゆべからず、誣て犯せば七人の眷族まで取殺す、もし七人の数足らざ
れば其隣をそへて七人の殺になして殺すといへり、是を七殺といふ」と説明してあるごとく、世に日柄方角のたたり
の神として忌みおそれられていた神である。この金神七殺の民間伝承をもとに、不幸が続くと、何となくこの神のたたり

を受けているなどと取沙汰されたのである。そのほか教祖の養家にまつわるいわれもある。すなわち、養家は先祖たる川手家の家運が傾き断絶した後、その位牌を引継いで再興された赤沢家も子孫が続かず再び断絶している。それは、金神のたたりにふれたためであるとして、その家を代々金神のたたりにふれた家と村内ではひそかに云い伝えていたようである。^⑩

しかし、右のことは、金神と教祖との伝承的な関係を説明しているにすぎない。われわれはさらにすすんで、幾多の苦悩を経て伝承的な金神との関係が、教祖の中に主体化されていく過程、もしくは、主体的な金神との関係がうちたてられていく過程を探らねばならない。

この伝承的なもの主体化の過程において、具体的に重要な意味をもっているのは、「普請と死」である。教祖は、家督をついで、二十四歳のときまず手はじめに風呂場・手水場を新設し、二十九歳のとき長男を失った。三十一歳のときは、門納屋の建築を思いつき、三年経た時点で再び長女を亡くしている。また三十七歳の時母屋を建て替え、その途中で次男と飼牛、その翌年に二頭目の飼牛を死なせている。つまり普請と死とが交互に繰返されているのが教祖の前半生である。このことは教祖にいかなる問題を投げかけたことになるであろうか。

『金光大神覚』の記述によると、教祖は風呂場の新設に当って、「日柄」を改めている。しかし「方角」については何も記述されてなく、方角を調べるといふことは特になかったとみてよからう。そしてその数年後教祖が長男を夭折させた際、当時一般の人々がしたようにその病気の原因——何かのたたりさわり——を探ぐり、その死の意味を受けとめようとするとき思念に上ったのは、この風呂場建築のことであったと思われる。何故なら、先の『暦日註解』からの引用で明らかなく、「死」が金神を連想させ、金神は容易に「普請」と結びつくからである。のみならず、当時の家相鑑定の実際をみると、普請などにまつわるたたりは、その数年後に人の生命を奪うものと考えられていたようであり、したがって、長男の死に直面した際、教祖は死の原因を数年さかのぼって風呂場の普請の中に見出さざるを得なかった

と思われる。かくして先年の風呂場建築という「行為的生」が、死の意味をたずねるといふ「反省的生」の営みの中で問題にしなおされるとき、「方角に深く留意していなかった」という事実が当然浮彫りになる。その事実に立って、長男の死は風呂場建築に当って金神の方角にふれた故ではあるまいかという疑いが、抑えがたいものとなったと思われる。教祖の主体の内における金神との関係は、この時点にそのはじまりをみることでできようかと私は考えている。

このようにしてはじまった教祖における金神との関係は、徐々に深くなり、次の門納屋建築の際には、特に専従の方位家に、日柄のみならず方角についても指示を仰ぎ、その指示された日程に間にあわすため木材を二重に購入するなど、前回の普請とは格段に厳しく金神の日柄方位を守ることに努めている。「反省的生」において気づかれた内容が次の「行為的生」においてちゆうちよなく実践されていくところに、われわれは素朴な行動的なたくましさを感受させられる。さらに、門納屋の建築後起きた長女の重病という事態の中の教祖の動きは、教祖が従前より一層強く金神を意識してきていることを物語っている。すなわち、長女を死から救うという「行為的生」において、教祖は医師を二人つけ、親類・講中の人々の祈願を仰いでいる。これは嫡子でもない生後僅か九か月の幼い子女に対する処遇としては異常なことであり、以前に長男が死にひんしたときにはみられなかったことである。やはり「普請と死」が重なるにつれて金神を次第に強く意識してとられた措置であるというほかない。そして、かかる手だてにもかかわらず、長女をあえなく失ったことにより、金神にふれているのではないかという疑いは抜きがたい確かさをもって教祖の中に位置を占めたと思われる。

結局、教祖にとって「普請」と「死」は家族の生活上共に画期的な出来事であって、しかも、前者は一家の繁栄の象徴であり、後者は逆にその繁栄を根底からくつがえす出来事であった。また、金神との関係からいえば、前者においては金神の方角を守ることを厳しくせまられ、後者においては、方角が守られていないことを厳しく問われるものであった。つまり、教祖の前半生は「普請と死」によって、よりよいもの、より完全なものを志向しての「行為的生」と、

反面その「行為的生」を根底から反省吟味する「反省的生」とを交互に繰返したことになるであろう。それを神の側からいえばこの時期の金神は、右のような意味で、意識の表面では普請と死をつかさどる神として普請と死の際に断続的に意識されるにすぎなかったが、教祖の心底に対しては、行届かねばならぬという行為的生の徹底と、行届くことができなかつたという根底的な反省的生の営みとをうながしつづけていたといえよう。

このように、教祖が生の徹底によって金神と深くとり結ばれていくに伴って、教祖の「金神」に対する関係は、一般世間の人々の場合と比べても、教祖自身のこれまでのあり方と比べても、大きな変りようを起し、ひいては教祖の神信心のあり方にまで影響を与えることとなった。その第一は、いうまでもなく金神が、伝承的世界における漠然とした抽象的な神から、現実生活をも左右する具象的な実在の神として実感されるようになったことである。第二は金神に対する責任をその身に背負った孤独な一主体として、一対一で金神に対峙することになったことである。第三に指摘できるのは、いかほど人間の生の徹底によって一体化しようにもできない神として教祖の生活に投影されてきたために、従前の諸信仰にみられる神と人との一体性・親近性とは異なる、いわば、神と人間との超えがたい断絶性が意識されるようになったことである。これらの諸点は従来の氏神信仰や民間信仰にないことはないが、何と云っても金神との関係をまっけきわやかにしえた神観念であり神人関係であつたといえる。

さらに三十七歳の母屋の普請の時点に至ると、「行為的生」と「反省的生」のあり方は、以前とは変わってきている。それを端的にうかがいするのが、本普請にとりかかるに先立って、教祖が金神に対してことわりをしたその言葉である。すなわち「方角はみてもらい、何月何日で仕り候。小家を大家に仕りどの方角へご無礼仕るとも凡夫相わからず。普請成就の上は御神棚ととのえ、御被・心経五十巻ずつ御上げます」と。

このことわりに注目するとき、従来のあり方とは二点において異なつたものがあることに気づく。一つは、普請着工という行為的生に先立つてもしくは並行して、「どの方角へご無礼仕るとも……わからず」という反省的生が、行為的

生とほとんど同じ重さでもって強く打出されているという形式についてである。⁽¹⁴⁾ 従前の、行為的生と反省的生とがどちらかといえば切り離されていて、前者の営まれた事後に後者が働くという形式とは異なるわけである。第二にその形式に呼応するかのように、反省的生も深まりをみせている。すなわち従前のごとき事後の反省においては行為的生が十分でなかったといういわば行為的生の程度についての反省吟味がなされるであろう。それに対し、三十七歳では、今なさんとする行為的生の抛りどころ（方角をみてもらい守るということ）がさらに根底から問題になって、それを守るだけで果して十分といえるか、いや決してそうはいいきれないということになっている。少し一般的にいえば、人間の行為行動を方向づける伝承、慣習、規約、倫理等は、それらを抛りどころとして行為するほかないけれども、その抛りどころの存立根拠にまでさかのぼって問うていくとき、それらが絶対的な抛りどころたりうるか否かは疑問であり、何が究極の抛りどころたりうるかわからぬことである。人間の行為を根底まで問いつめたとき、わからぬものがあること、これはまぎれもない事実である。それがここで教祖にみえているのである。

このように、すすめようとする普請が金神の方角にふれぬという保障はどこにもない。どうなるかわからぬものがある。その点からいえば、普請は差控えられるべきかもしれない。しかし他方、この普請は先述のごとく、教祖が養家に入って以来、家を興すべく尽くしてきた努力の一大結晶を意味するのみならず、村内への信用度にもかかわり、家族の増加という現実面からも着工が要請されている。この二律背反の事態に直面して、教祖のとった途は、行為的生の抛りどころを、金神の「方角」遵守に置くという従前のあり方をやめて、「金神にふれない対し方」の模索を、行為的生の中核にすえるという途である。前者は「方角」が抛りどころとなってその限りにおいて金神にふれないあり方を志向しているのに対し、後者は金神という神にふれないこと、換言すれば金神の神威をおかさぬことを主眼に、その一つとして方角を守りもし、また一つの新たな形として、金神を報賽するというように、一つの主客顛倒がみられるのである。

かく報賽の礼をつくし、かつ天文曆数に長じた小野氏に方位の鑑定を仰いでそれを厳守したけれども、状況はさらに

きびしく、翌年再び飼牛の斃死に会ってしまったのである。

結局、これまでの生活の歴史を背景に、大患の病床に伏している教祖の心内に刻みこまれているのは次の二点である。一つには、思い及ぶかぎりのことを徹底しておこなってきた教祖には、この時点において、助かる道を求める上に、教祖の力を尽くすべく残された手だては何もないこと。第二に、宮々たる人間の努力により普請ができ経済は豊かになり家が繁栄する反面、その繁栄を根底からくつがえす子孫の死や一家滅亡の危機を人間が如何ともなしがたい事実にしたとき、人間の努力とは、人間が生きているとは、一体何をすることか、という人間をこえたわからなさがあること。

したがって、死んでもよいとは決していえぬが、自身の力量についても、種々の手だてについても過信するものがなく、生死について不思議な平静さがあるのである。これが「心じっしょう」と記された所以であり、一切を何物かに身まかさざるをえぬ所以である。

○

いま一つ、教祖が大患で病臥しているこの時点を考察するに当ってふれておかねばならぬのは、神仏への祈願のことである。教祖は若いころから休み日を利用してよく宮寺に詣で、十七歳には伊勢参宮、三十三歳の厄年には四国八十八か所巡拝の途にも上っている。また、既述のごとく度重なる子女の病気に当っては、親類・講中の人々と共に神仏に祈願をこめ、四十二歳の年頭には氏神をはじめ著名な宮寺に特別な厄晴れの祈念を願ひ上げ、さらに四月に発病するや氏神主神田筑前を招いて病氣平癒の祈念をおこなっている。

このうち非常の事あるごとにおこなった神仏への祈願の多くは成就せず、教祖が養子に来てからこれまでの間に、飼牛を含めて七墓を築くに至っている。教祖自身、このことについて、「私養父親子月並びに病死いたし、私子三人年忌年には死に。牛が七月十六日より虫氣。医師、鍼、服薬いたし、十八日死に。月日かわらず二年に牛死に。医師にかけ治療いたし、神々願ひ、祈念祈念におろか(そおろ)もなし。神仏願ひてもかなわず、いたしかたなし。残念至極と始終思い

暮し。」(『金光大神覚』54-55頁)と述懐している。祈願をこめても神仏に届かぬという實際を経験し続けてきたわけである。このように神仏と人間とのつながりが得られぬという超えがたい壁が痛感せられている故に、現実の大病という事態を前にしても、神仏への祈念に期待をつなぎ、ぜひとも成就させたいとする動きをとることは、教祖にはできないのである。

しかし他方、神仏の存在を実感するような経験が全くないこともない。四国巡りの道中での経験^⑭、次男が病死した際前後してほうそうを病んだ他の二児が無事で治癒した経験^⑮等がわずかに思い当る。いやそれ以上に、氏神はじめ神仏は、人間を見守り助ける存在であるとの信念は、日本の精神風土に育った教祖の意識下に抜きがたく根を下して人間の生を支えている。

このような、いくら祈願しても願いが成就せぬという事実と、しかし神仏に人間を助ける働きがあるはずであり、そこに助けを求めざるをえぬという事実とに共に立ったとき、自身ではどうにもならずただ「身まかせ」ざるをえぬ、しかも身まかせるのはやはり「神仏」以外にないのである。「神仏に身まかせ」と表現せられている所以である。

なお、神仏に身まかせ、同時に妻に「外へ出て仕事いたせ」と指示している教祖の動きと、小麦打ちを手伝いながら、思案を重ねて仕事が手につかぬ親類縁者の動きとのちがいが何によるものか論究されるべき問題として残されてあるが、ある意味では、既にふれた面もあるので、直接論究することはやめて先へすすむこととする。

三、おさがり——教祖のおかれた「場」

一方身内の側では、教祖の病状を案じて、古川の治郎を先頭に立てて、病氣平癒の祈祷をおこなった。

古川治郎は、古川八百蔵の二男で、教祖にとっては義弟に当り、長じて同じ村内の古川五郎右衛門家の判株をついで

農を営み、口碑によれば修験道の一たる石鎚山信仰の先達の資格を得ていた。先達とは一般に峯入り五回以上の行者に与えられる呼称であり、入峯の案内役をつとめたり、頼まれて霊場へ代参したり、祈祷をおこなったりするが、そういう姻戚の關係、先達という關係から、親類が寄り集つての場で祈祷に當つたものであろう。そこで治郎が神がかりして神託を告げ、それに対して古川八百藏が応酬したわけである。

治郎の神がかりについて、それが一度ぎりの偶発的なものであるか、頻発的なものであるか不明である。しかし、修験道の先達の資格をえていたことからして、治郎が神がかりとかなり縁があつたことは認めねばならない。すなわち修験道は、古來神靈憑依の宗教儀礼を専門的におこなつてきた宗教の一派であり、「護法祭」等という神がかりの儀式はいまもおこなわれている。^④岡山県下の修験道者たる山伏の調査でも、「山伏が祈祷する場合、神がかり状態になり、不幸の原因などを述べたという。これを祈りかづぎという。」と報告されている。^⑤治郎は、先達の資格を有するとはいへ、俗籍にあり、専門の山伏先達とは当然異なるけれども、神がかりに縁が深かつたのは事実である。

さて、そのやりとりの内容の考察に入るのであるがその前に、当時かかる場合におこなわれた祈祷の形式についてみておくことが内容理解の一助となるであらう。それに関してこの地方の古老から聞いた上原祈祷（かんばらきとう）についての聞き書があるので参考のために掲げてみよう。

「上原祈祷というのは、家に病人、とくにしんけい（注・精神病者）の病人が出たときに、上原（注・地名―岡山県総社市）の太夫をたのんで祈祷してもらう。そのとき、まえもうし（注・「前申し」か）いろいろを頼んで、これが太夫とやりとりする。まえもうしは、その家のことをよく知っておる人で、見識があり、弁舌のたつような人に頼む。太夫が病氣の原因について、この家の便所がどこそこにあるからだとか、何代前にこの家に四つ足が埋もつたからだとか言うのと、それに対してまえもうしがいろいろ抗弁し、それを何時間もやりあうことがあつた。そのうちには、一つや二つはその家にとって思い当るものがあるから、結局は太夫の方が勝つて、そうやって病氣の原因がはっきりすると、それを祈祷してもらつておつた。」

このことからわかるのは、一つには、病気は何かのさわりが原因であるとして、その原因を見定めていくのが大きなねらいであること、二つには、それを特に場を設けて、対者が極端に相手を否定し合うことをとおしておこなっていることである。それに附随して病気の原因を論定し合う過程で、病人の家族の種々の悩み・気がかりが位置づけられ、それなりに指摘された原因なるものを承服したり、家族や関係者の神への対し方がはっきりしたりする面があるようである。教祖の大患平癒の祈祷、そこでの神がかりした治郎と八百蔵との応酬も、これに類似した形式がふまれたものとして理解してみたい。

その内容に入って考察してみよう。まず最初に、神がかりした治郎の「普請わたましにつき、豹尾・金神へ無礼いたし」との指摘は、前述のところから病気の原因なるものを指摘した語と解されるが、問題になるのは、「普請わたまし」とか、「豹尾・金神」とかいう指摘がなぜここに出てきたかという点である。ここで後々の個所についても一言断っておきたいのは、神のお告げの神秘的な面は論及しないし、できもしないという点である。私としては、神示の背景となっている状況や、神示を受けて教祖自身に問題となった教祖の動きについて考察するほかないのである。

そうとして、右の神託の内容を考えると、神託とそれを告げた治郎の日常生活上の意識との間に、二つの点でつながりがあることが発見される。そして、その日常的意識が、この神がかりの際どのように作用したかは別として、少くとも心の深層にとどまってあったということは否定できまい。

つながりというのは、一つは先に挙げた治郎の先達としての性格からきたものである。すなわち日本宗教史上江戸時代に至って、修験道の行者たる山伏先達が民間の祈祷師と化し、^⑧それにもなって同じ祈祷者たる陰陽道の陰陽師と山伏との間に癒着を生じる、^⑨という傾向が極めて強くなっている。日柄の吉凶などというのは本来陰陽師が説きひろめたものであるが、右の如き修験道のすう勢からして、治郎も、当時の社会人としての常識以上に、陰陽道の内容にふれざるをえなかった。そして陰陽道俗説の説く日柄方角の吉凶や、大歳・大將軍・歳破・豹尾それに金神のめぐり合せにつ

いての知識と實際的な指示を、村人の乞いに応じて与える役目の一端を、おのずとになっていたであろうと思われる。治郎の口を通して「豹尾・金神」という名が挙げた背景には、右のごときものがあつたのである。

いま一つには、治郎が教祖の普請・仮移転の取運びの實際を目的のあたりにみていたということがある。前に述べたごとく治郎は教祖の近い姻戚にあたり、住まいも一軒へだてた隣にあつたから、当然教祖の普請に強い関心をもっている。教祖が母屋普請の日柄方角について指示を受けたのは、天文・方位に長じた陰陽頭土御門家の門下、小野光右衛門からであつたが、治郎は治郎としての立場から、教祖が仮移転をおこなつた東南の方角を鑑定して、曆の上でもその方角が歳破、豹尾、金神にふれていることを氣にとめていたであらう。²¹ また、仮移転の最中に次男が亡くなり、飼牛が急死したことも、右の三神と関わらせて理解していたかもしれない。²² このことが、「普請わたましにつき、豹尾・金神へ無礼いたし」とその口を通して神託を下した際の脳裏にとどまっていたことは容易に想像される。

他方、かかる神託に対して、教祖の岳父であり、隣人であり、あわせて治郎の実父でもある古川八百蔵は、同様に近しく教祖の普請に接してきた立場から、「当家において金神様おさわりはない、方角をみて建てた」と語氣鋭く応答した。既述のごとく、病氣の原因指摘に対して強く抗弁するのが当時のならわしであつた故であるが、その抗弁をバックアップしたのは、教祖が確かな方位学者に鑑定を乞うたという事実と、教祖がその鑑定に対して異常なまでにつき従つたという事実とであつた。それに対して、神の側からは、さらに「方角をみて建てたらこの家は滅亡になりても、亭主は死んでも大事ないか」と、厳しい語が返ってきたのである。

ところで、このように神の側と八百蔵の側とが相手の立場を厳しく否定し合つたということは、一体何をしたことになるであろうか。そのねらいは病氣の原因の論定にあるわけであるが、同時に思いがけず造り出されてくるものがある。雰囲気とか状況とか場とかいわれるものである。場のせまりは、しばしば関係者から思いもかけないものを湧出させる。八百蔵が神託を否定するために「方角をみて建てた」と断言することによって、かえって、本当に方角をみたといえる

であろうかという疑問が起きたり、八百蔵の言をさらに否定するため、「方角をみて建てたら」それでいいのかと、方角をつかさどるとされる金神が方角の遵守如何の次元を超えた何物かを指示したりするような場合がそれである。極端に主張し合い、極端に否定し合えばし合うほど、主張しきれぬもの、否定しきれぬものが逆に明確になってくる。そういう「場」が、神がかりした治郎と八百蔵との間で醸成されてきている点への留意が必要である。

そういう意味では、人間は単独で未だ自己の気づかざるものに気づくほど聡明ではないが、しかしながらその場の中で何をどのように気づくかは、やはりその人、その主体の生活姿勢によるのである。治郎と八百蔵とのやりとりの場で教祖の主体が、主張しきれぬもの、否定しきれぬものをいかに受けとり表現したか、それが次の問題である。

四、おことわり——教祖と金神

教祖は別室の病床にあって治郎と八百蔵とのやりとりを聞いた最初の感じを「私びっくり仕り」と表現している。教祖は何に対して驚いたのであろうか。教祖をびっくりさせた原因としては、

1、神が病気の原因を指摘した「普請わたましにつき豹尾・金神へ無礼いたし」との語。

2、それに対し八百蔵が「金神様おさわりはしない。方角をみて建てた」と応答した語。

3、さらに神が「そんなら方角をみて建てたら……亭主は死んでも大事ないか」と詰問した語。

の三つが考えられる。しかし、ここで「びっくり仕り」と謙讓語が用いてあることから、1か3のいずれかの神の言に対してであることは明らかである。したがって、「びっくり」は単に驚きばかりでなく恐れ入っているさまも表わしている。そして、神仏に身まかせた状況下において家の滅亡や死ということが最大の関心事でないことも考慮に含めれば、思いがけぬことに恐れ入り驚くという感じは、3でなく、主として1の神の言から起きたとみるのが妥当であろう。

やりとりを聞いた教祖はつづいて「なんだこと言われるじやろうか」と、その思いを述べている。この思いを起さしめた言葉についても、前と同様に三様の考え方ができる。しかし「なんだこと」という語句が、とんでもないことという語調を帯びており、それは神仏に身まかせた教祖が神に対して抱く気持ではありえないから、2の八百蔵の言に対しての思いであつたらう。「仰せられるじやろうか」でなく、「言われるじやろうか」と表現されていることも、右のように判断する一つのよりどころである。

しかしながら、かかる教祖の思いが単に記述表現の上からのみ問題にされるのではもちろん十分でない。教祖の思いの底に横たわるものが何か、その究明こそ大事なことである。

「普請わたましにつき豹尾・金神へ無礼いたし」との言が教祖を驚き恐れ入らせたのは、いかなるところからであつたか。

第一に思われるのは「普請わたましにつき」無礼していると指摘された点である。これは具体的には教祖三十七歳の時の母屋の普請・仮移転をさしている。ここまでの生涯に家の繁栄と家族の死という大きな問題をはらんできた普請、中でも無礼のないように最も精魂を傾けた三十七歳の普請が問題になっているのである。それだけに、はっと息をのむ思いがあつたであらう。

第二に、お告げの中に「金神」の名が出てきた点である。教祖が静かに病臥していたことまでの時点で、教祖が身まかせし親類講中の者が祈願するに当って意識にのぼっているのは、前に述べたごとく氏神をはじめとする神仏である。それは一つには、この大患が厄年と関わって意識されているからであり、二つには、当時病氣平癒など人間を助ける役割は神仏の働きとされていたからである。そういういわば神仏の場へ、思いもかけず金神の名が挙げたのである。金神は教祖の心底に大きな問題を繰返し投じたが、これまで金神が意識に上つたのは、普請とか死とかその時その時に限られた断続的なものであつた。しかし、一旦挙げた金神の名が教祖にとっていかに驚きであり、たちまち教祖の意識の全

体を占めるに足るものであったかは、その後教祖が表白したことわりの内容がみな金神に対するものであることをもって明白に知りうるのである。

第三に、右の二点と関連して、無礼ということが教祖にとって主体的事実として確認をせまられ確認せざるをえなかったという点である。これまで金神に無礼のないようにひたすら努めてきたにもかかわらず、やはり金神への無礼を免れなかったのであり、その事態の重大さに胸をつかれるものがあったのである。

このように治郎をとおしての神のお告げは、本来病気の原因を指摘するものであったろうが、過去の生活の歴史を背負った教祖に主体的に受けとられたときには、一語々々まことに肺腑を貫く内容であった。教祖がこの神示を『金光大神覚』の中で「『……豹尾・金神へ無礼いたし』お、知、ら、せ」と記述していることからみても、単に一般の病氣祈禱の一手続とかいう次元でなくて、絶対的な神の語として受けていることがわかる。ここで感受せられた内容と八百蔵の抗弁に対して「あなたことをいわれるじやろうか」という形で逆に引出されてくる内容、さらに神の詰問を受けて引出されてくる内容が、いままでふさがっていたのが急に開け「もの言われだし」⁽²³⁾た教祖によって、ことわりとして表現されるのである。

さて教祖の神へのことわりは、三つの主要な内容に集約して考察できるであろう。「ならんところを」という内容、「凡夫で相わからず」という内容、「すんだとは思いません」という内容である。

はじめに、神がかりした治郎の指摘をうけて、教祖が三十七歳の普請の實際を俎上にのぼせて具体的、無礼ということ考えたときに、——このことは人間が新しく気づくについて極めて重要な意義をもつものであるが——教祖が気づいたのは「ならんところを」敢て願ひ、手はずを整えた自己の姿であった。その自己の姿がさらに根底へと掘下げられたとき、三十七歳の行動が、教祖自身からみて従前とはちがってみえてきた。すなわち三十七歳の時点では、前述のとおり（本稿12頁参照）、金神にふれないことを主眼に、そのため方角日柄改めをするというように、教祖によって意味

把握されていた。²¹ところが四十二歳のこの時点においては、同じ三十七歳の教祖の行った行為が「ならんところを方角みてもらい、何月何日と申して建てましたから」と意味把握されている。²²すなわち、この時点では過去に方角日柄をしらべたことは、その根底に、ならんところに何とか途をつけるという、いわば自身の思いを中心にしたものが動いていたと気づかれている。別言すれば、金神の意にかなうためにと動いてきたが、その根底をさぐれば、実は自分が可愛い故にそうした動きをとったにほかならない、というまでに厳しく反省把握されている。自身のみにくさ、自身の助からなさが、浮彫りにされているのである。

次に「凡夫相わからず」という内容については、三十七歳に同じように表白せられた内容をもってすでにみてきた（本稿11～12頁参照）。そこでここでは、従前と異ってきている点を記すにとどめたい。

○ すぐる三十七歳のとき、教祖には方位家の指示を守ってもどの方角に向って金神へ無礼を犯すことになるか、凡夫故相わからぬという自覚があった。しかし一面に、かくすれば無礼を犯さずすむのではなからうかという可能性がなお期待され得た。それ故、凡夫でわからぬというものが、一方にありながら、ともかくできることをとりすすめる向きへ動いたのである。

○ 次いで四十二歳の神仏へ身まかせた時点は、神仏にかなう道もわからず、自身に何かできる可能性も閉ざされている事態であった。さらに、金神への無礼ということも問題になっていない何ら手がかりのつかぬ時点である。それで動きのつかぬ、全く無方向な事態のままにとどまるほかなかったのである。

○ さらにいま教祖が神にことわりしているこの時点も、凡夫である故どの方角へ無礼を犯したかはわからぬ、という点では同様である。しかし無礼を犯したということだけは確かなこととして神から指摘されている。だからわからぬということですませぬものがある。何か神に対してさせてもらわねばならぬ。それが「方角みてすんだとは私は思いません」という詫びの形で表現されたのである。

結局、方角をみて守っても人間のことであるから、どのような無礼を犯すかわからぬということは、「方角みてすんだとは思いません」という内容の導き出すに足るものである。しかし、それが詫びとして表明されるに至るには、方角、ひいては金神に従おうとしたのは、つまるところ自分可愛さ、換言すればいまのこの自分なるものをくずされまいとする自己固持のためであったとして、そのことが、痛みとして感じられる必要があったのである。教祖は自身の生を根底まで掘りさげたとき、そこに自己固持のうごめきと、どうあるべきかわからぬわからなさ²⁶を把えたのである。この二者がはっきりしたことにより「すんだとは私は思いません」と表明せざるをえなかったのである。

最後に、以上考察した内容からして、ここでの教祖の体験が、教祖と金神との関わりの上に何をもちたことになつたといえるか、という観点からみたこの体験の意味を述べて、この稿を終ろう。

I 民間伝承の一つとして金神方角の説が広く一般の間に流布し慣習化したのは、金神の七殺が畏怖された故であるが、同時に、それに従いさえすれば、身の安全が一応保証される簡便な行為の規準であったからでもある。²⁶ところで、教祖は大患の体験を経ることによって、金神にふれまいとする動きの根底に、自己保持なる動きが潜んでいることに目が届くことになった。金神にふれてしまっているという確認に立ったとき、問題になったのは外に存在する七殺の金神ではなく、不幸をおそれ自己なるものが崩壊することを避けたいとする自己の内なる自己保持の方であった。恐ろしいものがあるというより恐ろしがっている自分が居るということ、それに気づくという形で、恐ろしい七殺神としての金神像は、教祖の中で次第に自己倒壊していくことになる。また、この時の体験によって人間の究極のわからなさがいよいよ鮮明に自覚されてきた。いままでわかったものとして行為し、わかるはずのこととして人間のあり方を探求してきたが、その根底においてわからぬものに出会った。その結果、金神と方角を人間の簡便な行為の規準とすることはできなくなった。金神は教祖にとって新たな関係をとり結ばねばならぬ神となった。

II 右のごとき人間のもつ自己保持性および究極的わからなさへの気づきと、それに伴う従来の金神像の自己崩壊とは、

実は、ほかならぬ金神が、教祖に気づかせよう気づかせようとして働きかけてきたものといえる。「金神に無礼いたし」ておるとは、終局的にはこの点への語りかけかと思われる。そして、四十二歳以後の教祖の生活がこの点を中心に営まれ、ここに教祖の人間としての助かりがあったとみることができらば、金神は四十二歳よりはるかに以前から教祖が助かるようにと働きかけていたことになる。したがって教祖四十二歳の^{大患}において、突然たりの神が福の神に^変じたとか、ここで突然新しい神性が顕われたとかいうことでなく、むしろ、金神と関わりをもった長い苦しい生活の歴史を経て気づいてみれば、それは実はこれまで金神の中に潜んでいた神性であったというべきであろう。そしてそのように気づかれるについては、長い関わりであった金神と教祖の間柄であるにもかかわらず、改めて具体的な「場」をまたねばならなかったのである。

Ⅲ 右のことと関連して、「金神」を不幸をもたらす神、「神仏」を仕合わせを与える神、と区別してきた旧来の観念が、この体験を経て教祖のところまで問題になっていく。教祖の生活の事実からみて、金神は不幸と結びつけて考えられしたが、しかしそれ故に金神・不幸のおそろしさに触発されて、教祖の問題意識はよりよい生き方を求めて自己の内面を掘り下げることへと向けられた。その意味では金神がおそろしいが故にそれにふれまいとする思いと、真実なあり方をせまる金神なるが故にそれに一層近づきたいとする思いとが共存していたことになる。そしてその結果、金神との関わりが不幸の中での教祖を助かりへと誘うことになった。また、神仏も決して、頼めば助けてくれ仕合わせを与えるばかりの神ではなく、祈願の成就せぬことも多々あった。それ故、金神を不幸に、神仏を仕合わせにと結びつけるのは、故なきことといわねばならない。そうしたことがあって、金神も、神仏もいずれも人間を助ける働きとして受けとられていくのである。ただ、これまでの生活の歴史よりして、金神が人間の助かりを内面から問題にしてくる神、神仏が人間の助かりを外から大きく支え守る神という、性格上のおのずからなるちがいはあるようである。

以上、大患の事蹟の前半について、主として金神との関わりによって掘り広げられた、教祖の内面の世界を中心に考察してきた。この内面への掘り下げが、神仏との関わりにおいて教祖の現実の立行きを生んでいくさまが以下後半に記述されている。そうした大患の事蹟の後半についての教祖と神仏との関わりを中心にした考究は、またの機会を期したい。

(教学研究所所員)

注

- 1 読み下しは『金光大神覚』(昭和44年、金光教本部教庁刊)によった。ただし、かぎ括弧は筆者がつけた。引用文中、「卯の年にまつりかえ」とあるのは、前年生まれた三男が、俗にいう「四十二の二つ子」にあたって凶だというので、卯の年(安政二年)生まれに、生まれ年をかえたとの意。「おにつくう」(お目供)は神仏への供え料をいう。「おどうじ」は吉備津神社のお釜殿で願いごとについて神意をうかがう神事するとき、釜が鳴ること。「のどけ」はどの病気で、「七・八日不レ治則死」といわれた重い病気のような意。「心じっしょう」(心真正)とは、心たしかに、の意で、当時の証文などに「御年貢ニ上納仕候処実、正明白ニ御座候」(大谷村百姓質入証文)などとよく慣用されていた。「おさがり」とは神霊などがのりうつること。「わたまし」は移転。「ねざ」は寝床のことである。『金光大神覚』注釈
- 2 たとえば、このときたたる神である金神が、教祖の真情にふれて突如として福の神に転じたという見方は、ここまでの教祖の生活史を無視した見方といえよう。「金神」を意識するあまり「神仏」への注視を怠るのも、教祖をとりまく信仰状況と切り離して、この事蹟を解釈しようとするからであろう。また、この教祖の体験を何もかも教祖単独で悟得したものと捉え、捉えることも、やはり同様なあやまりといえよう。なお、これらの点については、本論の中で明らかにしていく。
- 3 柳田国男『定本柳田国男集』第十卷32～41・54頁および和歌森太郎『民俗歳時記』10頁参照。
- 4 柳田国男前掲書第十一卷430頁。
- 5 これが例年の慣例であったことは、大患後三年を経た年(安政五年)の教祖についての次の伝えからわかる。

- 「一日ニハ、早朝、年神様ヲ拝礼セラル、ニ、思ハズ拍手一ツ打タレタリ。……此時、思ハズ拍手打チタルヲ、奇シキ事ニ思ヒツ、ソレヨリ氏神様へ参ラレ、拝礼セラル、ニ……」(教典編纂委員会資料一五八、高橋富枝所伝)
- 6 郷田洋文「厄年・年祝い」(『日本民俗学大系』第4巻所収) 275-276頁参照。
- 7 佐藤登美子氏の調査によると、岡山県川上郡備中町あたりでは、男子四十二才の厄年をこのように評している。
- 8 郷田洋文前掲論稿276頁。
なお、教祖が後年厄晴れの行事について語った次のような伝えが残っている。
- 「金光様御理解に、何れも、三十三才・四十二才・六十一才・八十八才とか云ふて、何れにも祝とか、又、たじよふ(注・誕生)とか云ふて、正月かざりご(注・飾り姿)、又、改めて二月一日に、祝ひするけに、娘もこい。を皆さんも来て被下。又、いとこ・はつこ(注・はとこ)・りんか・りんそんまで呼び集せて、又、皆なに、役を以てもろふとか、色々に云ひ尽して、賑やかにして、不相応な入用して驕り。其を、祝ひじやと云ふけれど、賑かにして、役ばねが出来るなら、身財(注・身代)ある金持、又は長者は、役まけするものはない。」(教典編纂委員会資料六九八、齋藤宗次郎所伝)。当時厄晴れのための共食の風習がどんなものであったかその一端がうかがえる。
- 9 祇園宮の祭神は疫病の神としていられている。除疫というこ
- とは厄晴れの中心的なものの一つであった。また吉備津宮(現吉備津神社)は備中国の一の宮で、教祖も備中の住民であったから、教祖にとって大氏神的な神社であったわけである。そして氏神は、既述のごとく厄年の本来的な意味からいっても、厄を免れるについても、厄年と最も関係の深い神とされていたのである。西大寺観音は会陽で有名な真言寺である。元日より十四日間法会を営んで神木に祈願をこめ、それを投じて参詣者が奪い合うのであるが、それによって法会の祈願にあずかり、最後に神木を得た者は「年男」として一年間除災が約束されるといふ。いずれも「除厄」に関係の深い寺社であることがわかる。
- 10 『金光大神』新書版40・50頁参照。藤井クラ氏は「(教祖は)四国ヲ巡ラレテモ、札所、々々ノ礼拝ニ極メテ入念ニシ……」とも伝えている。(教典編纂委員会資料九四四)
- 11 竹部教雄「安政五年十二月二十四日のお知らせの一解釈」(『金光教学』一紀要一第九号所収) 34頁参照。
- 12 京都のある方位家の「家相転調正律之図」と表書のある家相鑑定書(文久三年のもの)に次の如く記されている。「永々此歳巡り、真の本命土局ヲ入故、皆造転宅ハ申に不及、家の内、別て灶(くど)築直シ、竈座転じ、井堀或ハ埋、建物切除又モ土氣犯モ事、大凶、三、四年後、命を失なり。」(句読点および傍点筆者)建造転宅などして方角をおかすと、そのあたりが三、四年おくれた時点であらわれるとされていたことがわかる。
- 13 本普請にとりかかる前に金神におことわりするという形式が

とられたについては、普請の前準備の段階で次男と飼牛とがなくなつたという点も考え合わせねばならぬだろう。

- 14 和田安兵衛氏は「教祖御教ニ、……私ハ、三十才ノ時、三人連レデ大師巡リ(四圍)ヲシタ事ガアル。段々巡ツテ、最早、残り三ヶ所ニナツタ。スルト、連レノ一人が急ニ、帰ル。ト云ヒ出シテ、如何ニ勸メテモ、後、三ヶ所ヲ巡ル氣ガナイ。仕方ガナイカラ分レテ、二人丈ケ、巡ツテ了ウテ、サル川辺へ出テ見ルト、ソコニ先ノ一人ガ立ツテ居ル。ドウシタノカ。ト聞クト、雨ノ為メニ、川ノ水嵩ガ増シテ、渡シ舟ガ休ンデ居ルノデ、無抛、立ツテ居タノデ、ソレカラ、マタ、モトノ三人連レデ帰ルコトニナツタガ、コレ、全ク弘法大師ノ靈験デアル。云々。」と自身が教祖から聞いた話を口述している。(教典編纂委員会資料一七二二)一、二事実の誤認があるが、話の中心の筋合いは、ほぼこのとおりかと思われる。その他二、三の資料からみて、教祖は四国巡りで神仏の靈験を感受したようである。

- 15 『金光大神覚』14~15頁参照。

- 16 鈴木昭英「修験道と神がかり」(『まつり』第十二号所収)6~20頁参照。なお同氏によると、祈祷者である修験者は神霊を憑依させる者であつて、みずからは神がかりしないとされている。この点、祈祷の中心者たる治郎自身が神がかりしていることがどうなるか、なお究明される要がある。

- 17 中山薫「備中北部の山伏寺」(『日本民俗学』65所収)48・53頁。
- 18 岡山県金光町占見新田在住の中務虎市氏より聴取。

- 19 山伏は「近世には村人のなかに不動明王の像を置いた堂などを持つて定着し、民衆の病気をなおし、憑きものをおとしてやったり、個人や家の運勢を見てやったりというような仕事に専念するものになつていた。」(和歌森太郎『山伏』14頁)。ほかに和歌森太郎『修験道史研究』272~274頁参照。岡山県下の山伏寺の調査でも、山伏の活動として、屋祈祷・病人祈祷・つきものおとし・虫封じ・忌後の清め・新築や年祝いの祈祷・占い・札配りなど多くの祈祷的なものがしられている。(中山薫前掲論文および同氏「備中南部の山伏寺」『日本民俗学』61所収参照)

- 20 和歌森太郎『山伏』に「平安朝以来、漸次民間にも浸透してきた陰陽師が、そうとう祈祷者のな面をもつていたので、彼らの伝えている陰陽道を、山伏も自然に受け持つほどにまでなつていた。」(22頁)とある。前記中山氏の岡山県下の調査でも、山伏寺の当主が陰陽道を学んだという下記のような卒業証が残っていることが報告されている。

第三六六号
卒業証
中道 観鸞
陰陽学部中等科
右修業セシ事ヲ証ス
明治年月日
大日本帝国備後福山
陰陽学林総本部

- また、山伏寺の山伏が、家建築の際の方角や家相をよくみたという例は千寿院(川上郡成羽町)、六角寺(高梁市)、真明院(川上郡川上町)、竜昌院(同上) 観善寺(新見市)などで報告されている。(『日本民俗学』65、41~50頁参照)
- 21 当時の暦によると、この年、教祖がわたまし(仮移転)した東

南の方角には、歳破、豹尾、金神がとどまっております、普請わたしをしてはいけないことになっている。

22 現に教祖のもとで起きている出来事は普請・わたましと、次男の死と飼牛の死とである。一方、曆の上では、歳破神は「わたまし」に、豹尾神は「家畜類」に、金神は「普請など一切のことと死」に關係ある神である。この兩者をつきあわせれば、教祖の出てゐる出来事が右の三神と関連づけて理解されるということとは、容易にありうることである。

23 いままでのがふさがつてものが言えなかつた状態が急にひらけた事實は、その時教祖の心内に激しく動く何物かがあつたことを暗示している。それは神の言と八百蔵の言との厳しい「否定」の応酬によって、教祖に(1)表現したい詫びの内容が明確になつてきたこと、(2)それに表現のきつかけと表現とが与えられたこと、(3)声に出して詫びるのでなければ承知できぬ生命の昂まりが起きていること、を示していよう。

24 三十七才の普請にとりかかる前のことわりは、「方角はみてもらい、何月何日と日ぎめで普請をいたします。

しかしながら、小家を大家にいたし、三方へ広めますので、どの方角へご無礼いたしますか、凡夫で相わかりません。」と口語訳されよう。方角・日柄を改めるといふことがそれ自身価値をもつ大切なことであり、それが普請をすすめるという教祖の行為の一つの支えとなつてゐることが読みとれる。しかし、そういう行為自体が果してそれでよいか否かは問題視されている。25 四十二才の病床でのことわりは、以下のごとく口語訳されよう。「ならんとおして方角をみてもらい何月何日と日ぎめにして建てましたから、狭い家を大家にいたしたこともありません。」ここには、ならんとおしてなんとか方途を講じんがために方角・日柄を改めたと述べてある。日柄・方位を守るといふ自己の行為の根底にあるものが問題になつてゐるのである。そしてそのため当然無礼をしてゐるにちがいないが、どの方角へ無礼してゐるかわからぬという内容である。

26 高橋行地郎「三十七才の教祖」(『金光教学』—紀要—第九号所収) 52頁参照。

一乃弟子もらい
うけをめぐる

金神と天照皇大神との問答

——伝承の世界と信仰の世界——

福 嶋 義 次

まえがき

安政五年(一八五八)教祖川手文治郎四十五歳の正月を機として、その生の内面の世界が開かれ深められていった。その過程で、それまで教祖の日常次元での生を導いてきた慣習的、常識的なるものが、神との関わりにおいて厳しく問われたのであった。その動きについては、同年六月の「精霊回向」および、七月の「秋うんか発生」の事蹟を解釈することによって、すでに前号において指摘してきたところである。^①

以下、本論であつかう天照皇大神と金神との対話と、その結果としての「一乃弟子もらいうけ」のことは、同じく、安政五年九月の出来事であり、上述した動きの中で生起した一連の事蹟としてあげることができよう。しかし、ここで一連のものであるといっても、それは必ずしも、同質のものであることを意味しない。安政五年の夏から秋、つまり六月、七月、九月と教祖において体験されてきたものは、それぞれに独自の世界を指示し、特有な意味を秘めているもの

とみななければならない。なぜなら、いかなる体験も、それが真実、人の生をとらえ、動かすものであるかぎり、何ものか——たとえそれが神であるとしても——によって、予め敷設された同じルートの上で生起するものではないからである。とはいっても、きわめて限られた四か月という短時日に教祖をとらえた、それぞれの体験の世界を支え結びあわしているものを、それぞれに独自で特有なものを見失わないで論及することは、教祖を文字通り一教の教祖に成らしめ、一教の教祖として立たしめていったモメントを明確にしていくうえで欠かすことのできぬ作業であるといえよう。しかし、本論は、その任ではないので、後日の研究をまつとして、ここでは、本論がどのような視点を取りながら解釈をすすめるかを示唆するかぎりにおいて、以前に解釈をほどこした六月・七月の事蹟と、当面させられている事蹟との間の相異を問題化しておくにとどめておきたい。きわめて顕著な相異は、二点あげられる。

1、六月の「精霊回向」、七月の「秋うんか発生」の事蹟は、家とその家業を担い生きるとき出会わせられる問題をめぐって、「金乃神下葉の氏子」としての抛り所が問われ指示されているが、ここでは、「天照皇大神」に象徴される、家とその家業をも包み込む、より拡がりある伝承的生領域の中での教祖の生が問題化されている。

2、「金乃神下葉の氏子」としての生が、何らかの形で区切りがつけられて、新たな神との関わりのあり方がここで生れ出ている。

二章では1、にあげた点を中心に、三章では、2、の点を中心に論をすすめる。なお一章は、序章ともいえるもので、二・三章の解釈の背景を明らかにしていくことを意図した。

以下、「金光大神覚」より、解釈箇所を引用しておく。但し、金神「天照皇大神」及び（ ）は筆者が記入したものである。

金神「天照皇大神様、戌の年氏子（教祖）、私にくだされ候。」天照皇大神「へい、あげましよう」と申され。金神「戌の年、金神が其方もろうたから、金神の一乃弟子にもらうぞ」と仰せられ。天照皇大神「金神様戌の年あげましよう」と

は申したれども、えいあげません。戌の年のような氏子は、ほかにござりませぬ。」金神「それでも、いったんやろうと言うてから、やらんとは偽り、ぜひもらいます。惜しければ、戌の年のかわりに、せがれ巳の年成長仕り、お広前まいらせませますからくだされ。」天照皇大神「さよう仰せられますればあげましょう。」金神「くだされれば安心仕り候。」金神「戌の年、母、家内一同へ申し渡す。一乃弟子にもらうというても、よそへつれて行くのじやない。此方で金神が教えるのじや。なんにも心配なし。」午九月二十三日。 (『金光大神覚』P. 46—48 以下「覚」と登)

一 天照皇大神と教祖——対話の背景——

『金光大神覚』にかぎってみれば、天照皇大神が、これまでの教祖にとってどのような神であったのかを何うに足る十分な記述はない。しかし、その記述がないという点については、「先祖」のことについて、安政五年七月まで記述されていらないのと相通じた性質をもっている。墓参りや、精霊回向などによって、先祖を祀るのは、当時の人々、特に教祖のような家督相続者にとっては、とりたてて言挙げするまでもないきわめて当然のことである。歴史を重ねて形成され、形成されながら伝えられて共同体に定着し、その中で生きる人々が依りかかり、それを守って日々の営みをする、そのものを「伝承的なるもの」と規定できるとすれば、教祖にとって、天照皇大神との関係も先祖との関係も、同じように「伝承的なるもの」のなかでのことであった。^②

『金光大神覚』に、天照皇大神に関わって、当面の安政五年九月の時点にいたるまで記述がないとはいえ、一箇所だけかすかな手掛りを見出すことができる。それは、文政十三年(天保元年)^(三〇八)、教祖十七歳の時の参宮の記述である(「覚」P. 5参照)。教祖が村内の人々十一人と連れだつて伊勢参宮に出かけたその年は、日本宗教学史上興味深い問題をさま

ざまに提起している、いわゆる「おかげまいり」の六度目が起きた年であった。伊勢山田の人、箕曲在六のしたためた『文政神異記』には、参宮者の人数が、文政十三年三月一日から六月二十日まで日ごとに記されているが、それを総計すると四百二十七万六千七百人という尨大な数になる。六月末に一旦参宮者は減少して、参宮者に食事や宿を提供する「施行」^{せきよう}が休止された記録もあるが、教祖一行が伊勢に到着したと考えられる七月下旬には、参宮者の数は再度増して、商家などがおこなう施行も再開されている。^④その時期は、この年の前半のように「人に人重る程の賑ひなれば寸地の透きもなく、通行六か敷程に候得ば……」^⑤といわれるような状況ではなかったにしても、伊勢および伊勢神宮は教祖一行の前に、「日本総て相集る所」「内外の神のうつりしずまらずところ」「我国第一の宗廟」^⑥の面目をほしいままに顕示したといえよう。

慶安三年(五〇)に近世の「おかげまいり」が始めて起きて以来、六十年に一度と世にいわれてきた「おかげ年」に参宮の機を得、その賑いに接した教祖にしては、その記述は一見そっけないものである。

また十七歳、参宮いたす時、母が足へ三里の灸いたせと申し候。やいとすえてまいり、道中でやいとぼうじて難渋仕り候。(『覚』P.5)

前後に記されているものとの関係から、これは、若い頃の一連の病氣難渋の一つとして記述されたものと考えられるが、そこに、教祖の参宮体験がどのようにかくされているか、「道中でやいとぼうじて難渋」という言葉にふみとどまってみなければならぬ。

同時代の人々にとってと同様、教祖にとっても、伊勢への道中は、ほかでもない「おかげ参り」の道中であり、天照皇大神の神威にふれて、幸せを約束される道中であったことは言わずもがなのことであった。過去の伊勢参宮に関わる

神異記などの説話類^⑦は、多かれ少なかれ粉飾されているとはいえ、庶民があじわった奇蹟と浄福に満ちた参宮体験の集積であり、それがまた庶民の中に伝えられて、人々を一層、伊勢神宮へと向わしめてきたのである。後述するように伊勢御師の大谷村への巡回などの関係もあって、教祖は参宮以前に養父桑治郎や村人からそうした類の「おかげばなし」を聞いていたであろう。しかし、教祖自身、自ら参宮道中へ足を踏入れてみると、「やいとぼうじて難渋」ということになった。したがって、この言葉から参宮にかけた若者の期待の崩れ去った相をまず読みとることができる。

さらに、その道中は、教祖一人のものではなくて、大谷村の庄屋の子四右衛門も含めて、同行十一人と共に歩みを分けあう「道中」であった。それは、村を出、村から離れゆく道程にあるとはいえ、村内でのそれとなく定められた間柄は「道中」でも解消されはしない。庄屋の子は道中でも庄屋の子であったし、他村から来た養子(教祖)は養子として歩み続けた。当時の村落共同体内での間柄のもつ重みからして、大谷村へ来て五年しか経ない教祖は、足が痛むからとて同行の歩みを度々停めることはできなかったろうし、たとえ同行から同情が寄せられたとしても、それによって、教祖は一層同行への負い目を深くして痛む足を早めたであろう。まさに、その意味からも「道中やいとぼうじて難渋」である。

次に、当時、参宮が成人に関わる通過儀礼的な意味をかねそなえて行われていたことから考えてみよう。^⑧現在でいふなれば、成人式の行事である。村人が伊勢参宮した時の年令を、村の庄屋文書類から割出してみると、ほとんどが十四才から二十一歳のあいだに入る。^⑨民俗学、宗教学などの研究成果なども考えあわせると、教祖の村でも、やはり、参宮に、村の構成員として成人したという証しの意味がこめられてなされていたことがわかる。厳密な意味からすれば、通過儀礼は、一種の修行であり、苦悩がともなうのは当然であって、それを生死をかけて耐えることによって、生の更生を願うものである。しかし徳川末期の庶民のあいだで一般に意識されていたものは、むしろ、安泰に、支障なくそれを通過することに重点がおかれていたといえよう。そうしたなかで、教祖は、傷をもって苦しみつつ道中を歩まねばな

らなかつたのである。不本意といえ、全く不本意な道中であつた。

こうして、「道中やいとぼうじて難渋」という記述から、その背後に隠れている三つのことを見させられたのであるが、それを単純に考えあわすと、天照皇大神は、それにはじめて関わりとうとする教祖に肉体的苦痛をあたえたにすぎないこととなる。しかし、そういつてしまうことは、当時の庶民、特に教祖の心情を無視した解釈に陥ることになる。参宮しながらも、苦渋の体験をしたことが契機となつて、次第に教祖に自らの生き方の欠陥を自覚せしめ、天照皇大神とそれに関わる事柄にあつたの誠実さを育てたと解くほうが、むしろ当を得ているといえよう。そう解くことによつて、天照皇大神の「戌の年のような氏子はほかにござりませぬ」という言葉の出所を尋ねることができるのである。

そこで、伊勢参宮から、安政五年の当事蹟にいたるまでの間で、教祖の天照皇大神への誠実さを現わしているとみられる事柄を掘り起してみなければならぬ。それについての手掛りは、大谷村庄屋、小野家文書の一つ『足役帳』^⑩にみられるのである。それによると、天保七年^(三六)養父桑治郎の没後、教祖は家督を相続するとともに、天保八年^(三七)から、伊勢御師手代の荷物送りや札配りを手伝う役柄も継承して、安政五年^(五八)十二月まで毎年それに従つてゐる。

御師は、神宮への私祈禱の委託を受ける「御禱師」「師職」といわれた役柄のもので、鎌倉時代から活動しはじめたものである。^⑪当初は権門勢家や名族からの祈禱委託に限られていたが、江戸時代になると、その活動は全国の町村に及び、御師との関係は大名から農民まで、全ての階層にまで拡がったといわれている。そして、寺の檀家制度のような、いわゆる師檀関係が結ばれ世襲化されていったのである。大谷村では、いつ頃から家々が御師と関係をもつようになつたかさだかではないが、残されているものでは明和二年^(六五)の『小割帳』に御師に奉賀銀を支払った記録がある。^⑫

御師が、一般にどのような働きをしていたかについては秀れた文献が種々あるので、ここでは概畧を示して論及の糧としよう。^⑬御師は、伊勢の宇治または山田に本拠を構え、毎年一定の時期にその手代を檀家の所在する地方の村々へ派遣してゐた。派遣先で手代は村から提供される御師宿^⑭に止宿して、その家に祭壇を設け講員を集め、祈禱し、伊勢から

持参したお被大麻や伊勢曆、伊勢みやげなどを配布した。止宿している間は、檀家の人々に神宮の神徳やおかげ話を吹聴したという。それも、内容は伊勢の神道家の説く教義や思想が中心ではなくて、庶民の信仰心情に込めての現世利益的なものだと考えられている。一方、檀家講員の側では、手代をあたかも神を迎えるがごとく迎え、世話応待をし、その神事にあずかっていた。そうして祈祷料(初穂料)や神宮遷宮などの奉賀銀として、金銭や米などを手代に献じていた。そうすることで、人々は神宮の守護にあずかれるものと信じていたのであった。^⑩ そのような心情から察すれば、手代に従ってのお札くばりや、荷物運びの役柄を受けるのはありがたいことであり、それを誠実に勤めるものの許には、淨福が一層訪れるとかたく信じられていたといえよう。

このようなことから参宮の際、苦しい体験をした教祖にとっては、お札配りのことは悦ばしい役柄の到来であったといえよう。そうして、人一倍、御師の祈祷にすぎり、その語り草に耳を傾けつつ、養父から受け継いだ役柄を誠意をこめて生きたと考えられるのである。その役柄をおして御師手代と年々に関わることによって、教祖の生活心情に次第に天照皇大神がその座を占めていく相をわれわれは認めることができるのである。

以上、教祖はどのような事柄をおし天照皇大神と関わってきたかを、参宮体験と御師との関係を見ることによって確かめてきたが、そうした事柄をおしての天照皇大神の教祖の生への座の占め方についてここで省慮しておかねばならない。そこで、何よりも注目させられるのは、教祖が独り自ら選んで、主体的にその座を天照皇大神に対して整えたのではないということである。参宮の苦しい体験が基盤にあつて、教祖が天照皇大神に関わる役柄を人並以上に誠意をもつて勤めたとはいえ、それは、長年にわたって積み重ねられた天照皇大神に対する伝承的な崇敬心情と、それが形式化された慣習との関わりがあつてのことであろう。

そこで、ちなみに、教祖四十二歳以後の金神と教祖との関係の成り方を想起してみると、非常な相異をみさせられる。金神との関係は、教祖一人、死を目前にしての苦悩と不安を軸として結ばれ、その関係は深められた。金神については、

天照皇大神のように村人と共に分ちあえる伝承的敬神心情の支えがなかったばかりか、慣習としては、むしろ村人は悪神として金神を可能な限りさけて通ろうとしたことは、後の教祖の言葉の中にも数多くあらわされているとおりである。¹⁸⁾ そうした風潮の中にあつて、教祖は金神との関係を深め、四十四歳後半から、特に顕著に、生活を支え守る神性としてその神を教祖はとらえ始めることとなつた。四十五歳にいたつては、いよいよ、その金神との関係に自らの生活全体をにかけていく。そのような関係の成りようからみると、金神との関係は、伝承的なものに守られて結ばれた関係とはちがつた、いふなれば主体的に受けとめられた関係として浮びあがってくる。

そうした主体的な関係にとらえられ、その関係の深みへと生活全体が傾斜させられていくということは、生の一層根源的な問題へ亡り降りていくことを当事者にもたらすことになるので、そうした関係が結ばれる以前に成り立ち営まれてきた関係一切が、その亡り降りていく過程で、次々と問いに付されずにおれなくなる。ここでは、そうした関係の一つとして問題化されて浮上してくるものが、村内の伝承的な信仰心情、慣習と調子を響き合せられつつ教祖の心情に座を占めて保たれてきた天照皇大神との関係である。いいかえれば、すでに、「精霊回向」・「秋うんか」の事蹟で見られる金神と教祖との関係の深化の過程を経て、次に問われねばならないものとして問われるのが、上述した天照皇大神との関係なのである。そこに、

「天照皇大神様、戌の年氏子を私にくだされ候」

という金神の申し出の背景を見させられる。次章では、その申し出のもたらす意味をたずねつつ、天照皇大神・金神・教祖の三者の関係の問題を一層明確にしていきたい。

二 金神と天照皇大神——対話の意味——

これまで、この事蹟は、「天照皇大神の氏子としての日本人教祖を、世界の総氏神としての天地金乃神がもらいうけた」^⑨とか「天地の親神様が天照皇大神の氏子である立場から、教祖様をもらいうけられるということになった」^⑩として解かれてきた。こうした解釈はそれなりに首肯せしめられるものがあるが、この解釈の基盤は、安政五年九月の教祖の生にあるというよりも、むしろ、熟した晩年の信仰におかれているといわねばならない。その点、この解釈はなお吟味しなおされねばならない問題性を孕んでいるので、そこに目を注ぎつつ論を進めることとする。金神の申し出に続く記述は次の通りである。

天照皇大神「へいあげましょう」と申され。金神「戌の年金神が其方もろうたから、金神一乃弟子にもらうぞ」と仰せられ。

天照皇大神「へいあげましょう」という了解は、金神と教祖との主体的、積極的な関係の深まりの勢いに押し流されたかっこうで言葉となっている。金神はその了解にもとずいて、これまでの信心の関係を将来へ向って一層特殊なもの（一乃弟子）にすることを教祖に伝えている。

ところで、性急といえは性急な金神の言表が、これまで教祖が営んできた生活に重大な問題を提起していることに注目しなければならぬ。この言表は直接的には前章でふれた伊勢御師札配りの役柄から身を引くこと、さらに、それと密接に関わる伊勢講からの離脱を示唆するものである。このことを当時の封建体制内での社会生活のあり方との関連のなかで考えると、村落共同体内のある特殊な役柄と立場から身をひくことでは終らない性質を秘めていることがわから

される。当時は、家という血縁関係をもとにして、いろいろな講集団が重なりあい働きあつて、幕藩体制に順応し、村という内輪的共同体が具体的に仕上げられていた。その内で、家々が分けもつ役柄がどこおりなく担われ充たされていくことで、共同体内部での家々の存在が許され、その限りで一人一人の生活が意味をもっていた。村内の他の役柄との有機的な関連に守られて、はじめて、一つの役柄がそれとして充たされ、一つの役柄がどこおりなく担われることで他の役柄が働きをもつという関係が当時はきわやかに立っていたのである。

上述したような関わりあいのなかで役柄を担い、生活を営んできた教祖にとって、金神が一乃弟子もらいうけを申し出、それを天照皇大神が承諾することは、単に、信仰対象が超地域的世界的な神性へと確定したとか、複数であった信仰対象が金神に定まったとかにとどまらない問題性に当面させられることになる。その申し出は、すでに述べたように直接には、お札くぼりの役柄などから身をひくことを示唆するが、共同体内部でそのことがなされる場合、教祖がこれまで依拠するのが当然のこととして依拠してきた村落共同体的なもの、そしてその基盤からの生全体をかけての離脱をも招来せしめる問題に迫られることとなる。さらにいえば、当時の村人の意識からは、これまでなれ親しんでき、熟知してきた生活そのものの放棄をさえ示唆する申し出に教祖は当面させられたのである。

金神の申し出が、上述したような問題性をもって教祖に迫るものとすれば、それは、どのようにして受けとられていくのだろうか。第一の問題は、日常的、それはとりもなおさず伝承的なものであるが、生活の基盤をどこに転換せしめるかということが応えられねばならないし、第二には、現実的なこととして、これまでの役柄から離れることで起きてくる村や村人との間柄がどう生きられるかが確かめられねばならない。第一のことは、教祖として、これまで深められた金神との関係に依る以外にないだろうが、第二の実際に他との、今日明日にでも関わってくる間柄の問題に迫られることによつて、第一のことも改めてその確認を求められずにはおれない。このようにしてみれば、三か月前の先祖回向に際しての教祖がかかえさせられた問題を想起せしめられる。その際は「金乃神（金神）下葉の氏子」として生きること

と、川手家の子孫として生きることとの関連が教祖の生の内奥で問われ、確められねばならなかったのである。^② そうして確められた存在証明は、しかし、常に新たな領域、新たな状況から迫られる問題性に曝されずにはおかない。この場面でいうと、社会的人間としての「間柄」に生きることと、「金乃神下葉の氏子」さらには「一乃弟子」として生きることとの関連性の問題である。それはこれまでの教祖にとっては問い残され、解き残された問題であったのである。関係の勢いに乗っての金神の天照皇大神に対する説得が、その問題をあらためて表面化させることを結果している。その表面化してくるものを次の天照皇大神の金神への応答を通して読みとれないだろうか。

「金神様、戌の年あげましようとは申したれども、えいあげません。戌の年のような氏子は、ほかにござりませぬ。」

ここで「戌の年のような氏子は、ほかにござりませぬ。」と発言せしめる天照皇大神と教祖との関係は、前章でふれたように、教祖の参宮とその後の御師との関係にもとづいていることを見落すことはできない。そしてまたその関係は、教祖が直接に自らの決断にもとづいて結んだ関係ではなくて、村落共同体的なものを媒介にして成り立ったものである。そのような関係のもとで顕われる天照皇大神の神性は、本居宣長などの国学者、明治為政者たちの系譜にある者たちが把え宣布した神性とは必ずしも重なりあわないことに注意しておかないことには、この事蹟にあらわれた対話の内容を理解できなくなってしまうのである。宣布されたところからいえば、伊勢神宮は朝廷の祖廟であり、日本人はすべてその後裔であるところから、天照皇大神は、万民の祖神であるということになるが、そうした観念を民間の信仰心情の中へ単純に持ちこむわけにいかないところは、すでに、桜井徳太郎などが指摘しているとおりである。^②

ところで、この事蹟以後、特に教祖が隠居し、立教神伝を受けて農業を差し止められるあたりの生活基盤の変様の動きとの関連で、つまり、共同体内での役割・立場から一切退いていくこととの関連で、この事蹟にあらわれた天照皇大神の神性を考えてみると、天照皇大神は、村内の人々をむすび合し、村を村として立て、それによって教祖の生活を人々との伝承的な間柄のもとに庇護してきた神であるといっても過言ではなからう。その意味からすれば、氏神も、村や家々で祭祀されていた神々も、天照皇大神とは密接な関わりがある。ただ天照皇大神は、共同体を有機的なものとして結ぶ力の、拡がりをもった、普遍的象徴として信じられていたということができよう。

天照皇大神をこのような神性として規定すると、この事蹟では、一方で、金神が教祖を共同体の一員としての立場から自らの許へと連れ出すことを示唆し、他方ではそれに天照皇大神が反駁し、村人の立場へ教祖をとどめようとする、きわめて切迫して生活的な問題、それをめぐって問答がなされていることが一層明確になるのである。そのように、教祖の生活の立ち所に関わるものであるがゆえに教祖の許で、教祖をめぐっての問答になっている。それを見過すと、神々の主権争いだとか、優位性確立の争論がなされて教祖の所屬が決定されたというような解釈におちいってしまうのである。生活的な問題をめぐって問答がなされていることが、さらに明確になるのが、次の金神の天照皇大神に対する応答である。

「それでも、いったんやろうと言うてから、やらんとは偽り、せひもらいます。惜しければ、戌の年のかわりにせがれ巳の年（浅吉）成長仕り、お広前まいらせませますからくだされ。」

この金神の応答は、出だしの性急な語勢に比して、実に周到な配慮がこめられたものである。それは、教祖をこれまでの立場にとどめようとする天照皇大神の願望と、金神の一乃弟子もらいうけの申し出の間におし止められた教祖の戸

惑いに応えてあまりあるものであった。

この応答の究明は、一旦承知しておきながら、前言を覆えし、偽りをいわざるを得なかった天照皇大神に思いを寄せることから始めねばならない。それについてまず、天照皇大神といえは、「正直」の守神としていた当時の庶民心情を考へあわしてみよう。「正直」は天照皇大神託宣の根本として人々に受け入れられていた。それは、いつのころからか庶民の家々の床の間にかけられるようになった「三社の託宣」の掛軸(註3)の中に表現されている。教祖もその内容については承知していたようで、後に、「三社の託宣と心を合す(註4)」という教えをしたことが伝えられてもいる。託宣としての「正直」は、その始めは、神道思想家たちによって説き初められたものではあるが、後には、封建体制下においての、共同体秩序を保持していくうえに、欠かしえない生活の基本徳目として庶民に伝えられ、受容されてきたものである。ちなみに西川如見のいうところを引用してみよう。

兎角下民は人をおさむる役にあらず、人におさめらるる者なれば、唯平常の心を専らとして僅も謀計(註5)の意を起す事なかれと神明(天照皇大神)の託宣恐るべし。

こうして封建体制内で生きるように、庶民に「正直」を励め、虚偽・謀計を戒めるとされた神に対して、金神は正面から「偽り」を指摘したので、単に、言表のつじつまのあわなさの指摘にはとどまらないものを感じさせられるのである。その点については、御師および伊勢講の問題に関連して次章でふれることになる。

「偽り」を言わざるを得なかったこと、つまり、天照皇大神の金神に対する「ゆずれなさ」は具体的にどのよう内容のものであったのだろうか。天照皇大神は村落共同体を結ぶ働きの象徴としての神性である、と既述したところからいえば、それは、教祖がその中で分け持っていた立場と役割が、何らかの形で持続され続けることと深く関係している。そのことが保証されないことには、「ゆずれなさ」はいつまでも残されることになる。天照皇大神に関わってきた教祖その人にとっても同じであろう。教祖が村内で担い、充たしてきた立場と役割は、自らの主体的選択や、個人的決意の

みで受容されてきたものでなくて、さきにも述べたように、伝承的なものとの関係で与えられたものであり、そのかぎりでは、たとえ、金神の誘いによるとはいえ、自分自らの意志で、それらから離反しさえすればよいというようなものではない。したがって、そこに伝承的立場や役柄に対する配慮と手だてが示されることなしには、教祖と天照皇大神との関係は解かれることがない。そこに、金神の、「一乃弟子」もらいうけの申し出を一方的に押し通させない天照皇大神の「ゆずれなさ」を見ることができよう。その「ゆずれなさ」は、単に、教祖の天照皇大神に対する誠実さ、信仰の厚さなどというものからのことだけではなく、きわめて具体的生活的な現実の、その時としてのあり方に根付いてのものであるだけに、金神のそれに応ずる答えにあらわされた、跡目の浅吉が成長したら広前にまいらすという言葉も、具体的生活的な内容をもつものとして読みとられねばならないだろう。

「お広前まいらせませます」の「お広前」とはどこを指すのか。言うまでもなく、明らかにそれは「天照皇大神広前」である。当時の用例をみると、「本宮に至り、広前に平伏して」「本宮の広前に至り、拝礼のさままた外宮に同じ」^{②⑥}「伊勢へ連れて行て、御広前へ奉納せんと存候て」^{②⑦}などと、庶民の間で用いられていたと思われるところから推しても「広前」とここで言われているのは、伊勢両宮の神前を指すものと考えてよい。そうとして、金神の言葉を解くと、△戌の年のかわりに、巳の年浅吉が成長したら伊勢参宮をさせるから戌の年をください▽となる。そこで、再び当時の村の慣習を想起してみると、成人に近づいたり、成人に達したりしたら大半が参宮をしているので、それとしては、特別な配慮ではなかったといわねばならない。ましてや、教祖の家は、御師の札配りなど手伝ってきた家である。したがって「戌の年のかわりに」を充たすような重大事として、浅吉を参宮させることを考えることはできない。金神はなぜ、それでは、そのような当然のことを重大げに言挙げしたのかという解釈上の問題に当面させられるのである。

さらにまた、「戌の年のかわりに」という言葉に注意してみよう。言葉通り解くと、「戌の年」がまいるかわりに浅吉を参宮させるとなる。だが、戌の年は、第一章でも述べたように、すでに、十七歳の時、参宮はすませており、再度

の参官の必要性は、当時の人の慣習からいっても、また、教祖自身の金神との関係からいってもまず考えられない。村人のなかには、天保四年から安政四年にいたるまで五度も参官した者がある。しかしそれは特殊なケースで、まず普通には認められない。²⁹ そうだとすると、「戌の年のかわりに」という一句は、直接参官のことを指しているのではないものとして解く必要がでてくる。しかし、「戌の年のかわりに」と「巳の年……まいらさせる」とは一つの関連のもとで考えねばならないことである。そこで、伊勢参官が成人式参詣の役割をもっていたという前章の論述を想起してみる。

参官は、具体的には、伊勢へ参ることであるが、象徴的には、共同体の成員として仲間入りすること、ひいては、家および村の立場、役柄の責任を分けもつという意味を隠し持っているということがわからされる。それを考慮して、「戌の年のかわりに……お広前まいらさせます」を解くと、△浅吉が成長したら天照皇大神広前へまいらせ、戌の年のかわりに村内の立場・役柄に立たせます▽という新たな内容が開かれてくるのである。教祖は、翌安政六年正月、神から隠居の指示をうけ、三月に浅吉へ家督を渡す願いを村役場へ提出している（『寛』P.57-58）。そのことを直接この九月の時点で指示したとはいえないまでも、金神は来るべきことへの眼差しを、この時、すでに暗々裡に向けていたといえよう。

このように解いてくると、金神の言葉から、それに呼応する教祖の心根の響きをも聞きとらされるのである。共同体内での伝承的な立場・役柄を充たしてきた教祖の生、それをかりに天照皇大神なる生とすると、そこでは既述したように、自らの立場・役柄は受けるべくして与えられたものとしてある。教祖のように、そうした立場や役柄の充たし方が、これまでの研究が明らかにしているごとく、誠実であり、共同体内から尊ばれ満足され、頼りにされたりすると、自らの生と、その立場・役柄があたかも相即不離なものとして固定化されざるをえない。さらにいうと、共同体そのものに、伝承的なものの支えが確かになり、慣習的なものが多くなるにつれて、固定化する傾向が備わっており、その中で責めを負って人が生きるとき、生はその根底から固定化され、またその固定化したものを維持する動きを呈しやすいのである。ところが、そうした生の固定化を吟味する方向で、安政五年の正月以来、事ごとに金神は教祖に働きかけ教祖

もその働きかけをひたすら受けとってきた。精霊回向に際しての慣習的意識の問題化、秋うんかの事蹟とそれ以後における伝承的、常識的な農作業方式の問題化などその具体的あらわれといえよう。こうして、生と生活様式の固定化を、金神との関係で、実際の事柄に際して吟味させられ、その吟味を生活化していく過程があって、それが教祖の心奥に生きて働いてくることとなった。この金神の天照皇大神への新たなる提示が力をもって響き出たのは、そのこととの関係なしには考えられない。

天照皇大神と、それに関わる教祖の、金神申し出に対する切迫した問題提起は、配慮の届いた金神の応答によって答えられることとなった。それによって、天照皇大神の「ゆずれなさ」は解かれ、金神の申し出は「さよう仰せられますればあげましょう」という天照皇大神の言葉をもって了解されることになったのである。

三 金神と教祖

天照皇大神の了解をえて、金神は

「くだされれば安心仕候」

とその思いを告げて、天照皇大神との問答を閉じている。この簡単な金神の言葉の内容、特に「安心」の意味にしばらく思いをとどめてみよう。この言葉は、天照皇大神から教祖をもらいうけるまでの教祖との関係が、金神にとっては「不安」なものであったことを端的に示すものである。

論及をすすめるについて、その「不安」の相を浮びあがらせておくこともあながち無駄なことではなからう。そこで、具体的に、天照皇大神に関わる立場・役柄が醸し出した問題を検討しよう。村には伊勢講とよばれる講会があった。講は、毎月、日を定めて寄合ひ、学のある人や出家を招いて聴聞し、「面々相たがひに信心の心をかたりて、本心の誠をうしなふ事なからしめん事をねがう」のがその本来のあり方だといわれたきた。しかし、近世に至って、各階層に普及するにつれて、講会は、「酒を吞、世のとり沙汰さまさまにて誠をたつるのたすけある事はなくて、結句けつぐ口論放逸わがたぢの媒となる」といわれるようになった。後に教祖自身も次のようにいう。

皆月々に天照皇大神のこ（講）をすると云へども、氏子、信心が信心にならず。昔、天照皇大神が出来たる時は、また神少き時、遠方（遠方であるの意か）によつて氏子よりあつまり、こ（講）をとりたて、金を出し合ひ、代参を立て。これが眞の信心なり。今は喰ひ飲みが長じ、驕りとなり。^⑳

これは明治に入ってから教えであるが、教祖が講に関係していた頃も、「喰ひ飲みが長じ、驕り」となるような状況を呈していたことはまちがいないといえよう。

次に御師手代の巡回についてはどうだったろうか。教祖が伊勢御師に関わった頃は、幕藩体制の枠組みの中で、師檀関係は確実に固定化され継承され守られていた。そのことは御師たちにたしかかな年々の収入を保障してもいた。そうした状況にあつては、地方巡回による御師の祈祷や信仰の宣布は、本来の目的を失つて、金品調達の手だてでしかなかった。^㉑ 狂言に「あのなまぬかった称宜め（御師）が、諸国を廻つて檀那衆をたらす（だます）さえ腹が立つ」とのせりふがある。そこに、御師巡回への皮肉が表白されているのを見ることができるといふ。大谷村庄屋の会計簿『小割帳』には巡回してきた御師への初穂料や、村で支払った宿料などが記されているが、なかには遷宮のため新しい装束があるとかいうたぐいの、遷宮を口実にしての要求とみられる金品が記帳されたり、御師の家が火事で焼失した時求められた見参金（見参金）が記帳されたりしている。^㉒ また『御師職式目』などに反するような行為が御師側で行なわれたような形跡も残ってい

る。⁸⁵

教祖としては、もちろん、ひたすら誠実に事にあたってきた。しかし、共同体内で伝承的に分け持たされた立場や役割には、本来の働きが形式化され、逸脱したものがある。御師の巡回を迎えて、それに信仰心厚く正直に誠意をもって接し役柄を受け持つことが、御師の悪行、つまりは農民搾取の手助けをすることにもつながることがある。実際そうであるとしても、それには気付かず、たとえ気付いていたとしても批判できず、与えられた立場や役柄は、共同体内で生きるうえに必要な欠くべからざるものとして、村人の、そして教祖の生活意識をかたく粹づけてきていたのである。そのように生活意識が粹づけられることによって、実態はどうであれ、人々の日常生活は庇護され、その限りで生は安泰だったのである。この時点にいたるまで一方で人間の担わされたより根源的な問題をめぐって深められつつある金神と教祖との関係が、他方では上述したような問題を孕む立場・役柄との関係を日々かかえこんできていたのである。前者にとっては後者がその関係の深まりを中途半端にする障害となり、後者には前者が破壊的なものとなる。相互にそれぞれの関係が充たされるについて壁となる。両者の関係を同時に、しかも同等にかかえこんでいる限り、それぞれにとってそれぞれがいつどのようにに障壁として立ちはだかるかわからない。そこに、金神の安心のできなさ、不安の根をみさせられはしないだろうか。

ところで、天照皇大神の承諾によって、上述したような問題と根をもつ安心のできなさから、金神は自由になったのである。そうとして、それからの金神と教祖の関係はどこへ、どのように導かれていくのか。この問題を、記された『金光大神覚』の言葉に従って解いていくについて、「金神が自由になった」ことが、教祖の生活に何をもたらすかをまず考えておかねばならない。

45 上述してきたように、教祖を含めて、人々は、村落共同体内の立場・役柄をあたかも当然のこととして素直に分け持つて生活してきた。そうして、人々は村落生活の破綻と混乱から免がれることができたのである。しかし、それは、伝

承的なものに依りかかることで、赤裸々で、より根源的な人間の問題性に苦悩することから庇護される限りでのことであつた。さらには、共同体内での立場・役柄に追従して生きること、人々は種々の権力による庇護が得られたのである。というのは、村落共同体内での立場・役柄の背後には、村役場・地方藩政、さらには幕府の侵すべからざる権力がひかえ、それによってそれぞれの立場・役柄は守られていた。例えば、教祖がたずさわった御師巡回に關わる役柄一つとってみても、それを生み支えてきた師檀關係は最終的には幕府の承認^⑧にあずかっていたのであつて、幕藩体制、今日いわれるところの国家権力の庇護を受けずには考えられないことだったのである。

このように考えてくると、教祖が天照皇大神とそれによって象徴されている共同体の枠組みから解かれることは、一つには人間の生のより根源的な問題性に身を晒すことを一層もたらし、他方では、権力の庇護から身をひくこと、動きようによつては、権力の前に身を露呈せしめることにもなりかねないこととなる。つまり、これまでの伝承的であり、それゆえに体制に庇護されつつ安らい生きる共同体内の日常的生が、全体として許されなくなつてくることを結果するといえよう。ではそこからの教祖の生活を金神はどこに導こうとし、その導きに教祖はどのように応じていくのだろうか。

「戌の年、母、家内一同へ申し渡す。一乃弟子にもらうと言つても、よそへつれて行くのじゃない。此方で金神が教えるのじゃ。なんにも心配なし。」

金神一乃弟子もらいうけによつて、既述してきたような意味で、教祖が天照皇大神的なものから解かれることは、その家族にも、これまで安らいできた共同体内での間柄がどう転換されるのか、その生活がどう変様するのかという問題を投与せずにはおかない。金神の「安心」は家族の「不安」を呼びおこす。その「不安」を予見してか神は「よそへ

つれて行くのじゃない。此方で金神が教えるのじゃ。なんにも心配なし」と言う。そこで、このくだりを、今少し明確に了解できるまでに解いていかねばならない。

まず「此方」という言葉によって示される所はどこなのか。ここでは、「よそへつれて行く……」に対応するものとしての「此方」であり、「他所ではないところ」とまず考えることができよう。「他所ではないところ」——それは教祖とその家族が営んできた生活の場、浅尾藩蒔田家の知行所である大谷村にある教祖とその家族の「居所」である。「居所」といってもいわゆるマイ・ホーム的な場ではないということである。そこは、村の歴史の歩みに添いつつ、先祖代々、世代を重ねて継承された場である。そしてまた代々にわたる苦悩も幸せも、善いことも悪いこともすべてそこへと集中してきて、教祖とその家族に生の営みを促してやまない居所である。さらに、共同体における伝承的なものが生活の全領域にわたって関与してきて、それを受容すべく迫られてくる居所でもある。したがってその居所は、血縁関係、五人組、村人、庄屋、領主はいわずもがな、農業、慣習、氏神祭祀、人々に信じられていたありとある神々達に開かれている限りで許されていた教祖とその家族の居所なのである。そうした「居所」として「此方」を了解すると、天照皇大神から解かれるといっても、その解かれ方は、天照皇大神に関わる立場の役柄に限ったもので、上述したような居所としての生活の場まで解かれることは意味していない。つまり金神は、総じて伝承的なものが常時関わりを迫る只中であって、教祖との関係を貫こうとしているのである。さらに、この時点以後深められる関係の動きから「此方」という場を言いあてるならば、「此方」というのは、伝承的なものが関わりを迫る場であると同時に、そうして迫られてその場から醸し出される、生を固定化し形式化していく働きに追隨しないで、そこに淀む生の問題性を担い、解き明し、救う方向へと開かれていく可能性を秘めている居所として指示されているといえよう。

47
そうして、なぜ、此方で「教える」ということが言い出されねばならなかったのだろうか。神は特に安政五年三月以来、事々にあたって教祖にしらせ（指図・予見）をしてきたのだが、ここにいたって「教える」ということになった。

それはどういう意味をもっているのだろうか。このことについては、天照皇大神から解かれることによって、もたらされる問題について論述したところと関連して考えなければならぬ。そこで考察した問題は、その性質からして、生が当面する日常的な事柄への指示や予見だけではどうしようもなく深く重いものである。そうした深く、重い生の問題に教祖の生が曝されようとしていること、そこに、教祖をして単なる指図や予見ではなくて、生きる営みをとおして一貫して「教え」を求めざるをえなくさせられる状況の迫りを見過しえないのである。その状況の迫りが決定的となるとき、つまり、天照皇大神とその関係から解き放たれることが明らかになったとき、それでありながらこれまでの生の営みの場が一步も「他所」へは移されず居所として定められたとき、金神に「教え」を求めようとする教祖の思いも決定的なものとなる。そしてそのときまた、金神の「教えする」ということも、教祖の思いに映しあわされ、照しかえされて決定的となり、言葉として言い出されることとなったのである。

「教え」を求めることと「教え」をするということが、相互に映しあわされ照しかえされていくところに、金神の「なんにも心配なし」という言葉が優れて現実的なものとなる。しかし、その「心配なし」は、無条件な、あけっぴろげな、生起する事柄一切について、これからはうれいなし、という意味の「心配なし」ではない。天照皇大神とそれに関わる立場・役柄から解き放たれて歩む過程で、教祖とその家族に迫るだろう一層赤裸々な、一層困難な生の問題状況の場面（居所）に際して、「教え」を求め受けることが実現し続けられていく限りで、教祖とその家族に許される「心配なし」なのである。かくして、金神の教えは、

秋中、行せい。朝起き、衣装きかえ、広前へ出、祈念いたし、すみしだい広前へせん妻にすえさせしたくいたし、
すぐに衣装きかえて、はだしで農業へ出い。（『覚』P.48）

という指示をうけ、日を移さず開始されたのである。この、いわゆる「はだしの行」の實踐で、教祖はどのような教えを求め、受けることになるかについての論及は他日を期すこととしたい。金神の教えは、この時点より一層、共同体内の伝承的生を超えて新たな生を生み出す方向へと教祖を導き、教祖も、それに応じて、「神の仰せどおり、なにかによらずそむかず」(『覚』P.49)という姿勢を貫き、生が当面させられるより根源的問題を金神の教えにひたすら依りつつ、担い生きることとなるのである。

あとがき

一、この論及全体を通して天照皇大神を村落共同体を結びあわし、仕組み支える神性としてとらえ、天皇家の祖神、さらには天皇によって統べられる国、および国民の総氏神として世に説かれてきた神性は考慮に入れなかった。それについては本論でも処々に示唆したと思うが、当時の教祖や村内の人々の間で、明治維新以後特に一般に向って、強力に宣布されたごとき、天照皇大神像は存在しなかったと見るところからである。それについては、さらに厳密な研究が求められることとなろう。

二、『金光大神覚』が明治七年十月十五日以後に、教祖によって筆が起されたことを考えに入れると、たとえ安政五年の出来事についての記述であっても、そこに、教祖の何らかの明治政府の宗教政策に対する態度が秘められて表現されていることも充分考えられよう。したがって、この事蹟は明治以後の教祖がおかれた状況とその中で深められた信仰内容との関連のもとに、解釈を重ねられる要がある。

49 本論では上記二つの問題視点からの究明をとりたてて行うことができなかった。しかし、本論を出発点としてそうし

た究明をさらに進めていくことによって、教祖四十五歳の信仰解明の重要なポイントともなるこの事蹟の真意を、われわれの生きる時代状況の中に再現し、われわれ自らのものとしてたいと願う。

(教学研究所所員)

注

① 拙稿「安政五年七月における精霊回向の事蹟解釈」金光教

学研究所紀要『金光教学』No. 9、「秋浮塵子の事蹟について」

同No. 8 参照

② 天照皇大神信仰が庶民の生活に浸透し、「伝承的なもの」

として定着するについての研究はこれまで種々なされているが、筆者が主として参考に用いたのは次のような文献である。

藤谷俊雄『おかげまいりとええじゃないか』・『伊勢神宮』、

桜井徳太郎『民間信仰論』・『講集団成立過程の研究』、肥

後和男『神話と民俗』渡辺國雄『神道思想とその研究者たち』

③ 『金光大神』別冊註釈P. 36 参照

④ 『文政十三年御蔭雜記』(萬金丹本館野間家記録)によると、(六

月)二十九日 天気

一、施行粥五升

一、此節大に淋敷相成、本家の方施行粥宿共、今日限にて

休。當方も今日限休、粥米總々六拾石也

(七月の項)

一、七月廿日過る遠州、駿州、伊豆、相模、信濃の國を又々御影参り始り、別て駿州は一圓出、夫へ美濃、尾張三河の國今において追々出る。日増し賑合参り候ゆえ、又候本家の方には八朔を施行粥出す。朝夕にて施行。宿も始る。

教祖一行は七月十五日に出発し、大峯から伊勢へ出ているので、伊勢到着は七月二十六・七日とみてよい。なお、大谷村から伊勢までの日数については、三矢田守秋『小野家文書にみる大谷村々民の伊勢参宮・四國遍路等について』(第四回研究所總會研究発表)参照

⑤ 津田金右衛門宣長『伊勢御蔭参実録鏡』(文政十三年)

⑥ 藤原長兵衛『伊勢参宮按内記卷上』参照

⑦ 大神宮叢書『神宮参拜記大成』参照

⑧ 新城常三郎『社寺と交通』には「中世以来、男子が一定年令に達し、その社会に成員として仲間入りする為に、往々ある種の通過儀礼を必要とするが、かかる通過儀礼は成人式としてしばしば行われるものに神社参詣又は靈山登山がある。」P. 122と

して、江戸時代にその最も普遍的な対象となったのは伊勢神宮であると述べている。

⑨ 『金光大神覚』に出てくる大谷村の人物で参官した時の年令の判明するものをまず示してみよう（小野家文書『御用諸願書留帳』

『宗門改帳』参照

八百蔵	文化7	16	年令	馬蔵	文化13	18	年令
四右エ門	文化13	18	年令	駒次郎	天保13	20	年令
孫兵衛	天保14	17	年令	久蔵	天保14	20	年令
参作	弘化1	20	年令	春太郎	弘化2	26	年令
今蔵	嘉永2	25	年令	おちせ	嘉永5	17	年令
浅吉	元治1	20	年令	忠三郎	慶応1	27	年令

さらに天保七年以降明治にいたるまでの二十九年間の大谷村参官者のうち、年令の判明するものに限って年代別に分けると10才以下2人、10代60人、20才35人、30代以上21人となる。

⑩ 『足役帳』は月計簿で公用に出役した村民に関する明細書である。これに札くばりや、御師の荷物送りなどのことが記載されていることは、それらが、村落共同体内で公の位置を与えられていたことを如実に物語っている。

⑪ 天保八年の『諸入用銀足役改帳』によると、

(丁酉十二月廿日)

一、壹匁

同断(伊勢太夫札配り) 佐方占見

(同十二月一日)

文治

一、壹匁六分
伊勢太夫荷物送り
文治・惣吉

つまり教祖は、この年、始めて佐方占見へ札配りに出かけたのである。

「荷物送り」というのは御師の次の巡回地への荷物送りのことである。この頃次の巡回地は長尾村(倉敷市)であった。

⑫ 当面の事蹟のあと、翌安政六年三月に教祖は隠居し、家を浅吉にあずけた。それにもなつて札配りなどの役柄も浅吉に受継がれることになった。それを、安政六年の『足役帳』に認めることができる。

廿六日(安政六年十二月)

一、式匁三分

伊勢太夫札配り夫(村内)

一、壹匁

同断占見黒崎佐方共

⑬ 神宮司序編『神宮要綱』P. 668 参照

⑭ 『小割帳』は主として村内の自治費の年度ごとの会計簿である。そのうち明和二年(一七六五)のものに、

○六拾六匁 御伊勢太夫

奉賀銀元利庄屋取かへ

一、五斗(米) 御伊勢太夫(宿料)

とあるのが、現在残されている小野家文書類に見える伊勢御師に関する記載の最古のものとみてよい。

⑮ 御師にはそれぞれ師職銘があった。春木太夫、三日市太夫、橋本太夫などがそれである。大谷村の御師の師職銘は「龍太夫」である。それは、年によって『小割帳』に記されている。例えば、教祖が参宮した文政十三年のものには次のような記載がある。

一、式拾式又五分 御遷宮に付伊勢龍太夫勸化先規之道（通十二月十九日渡シ）九拾目寄附仕候尤御俵約申故去

亥_(文政十年)乙_(文政十三年) 迄四ヶ年割当年
相渡シ候分

この龍太夫は山田に本拠をおいていた。四百軒近く（安政五年_{四七九軒}）あった山田の御師の中でも五指に数えられるほど勢いがあったという。山田奉行に直属し、山田町の政治を總攬していた山田三方年寄の一家筋であった。（大西源一『参宮の今昔』参照）『安永六年師職檀在家数帳』によると龍氏の檀家数は左の通りである。

下總八四、二三九（九七％） 武蔵七五、九一八 相模・讚岐・江戸・その他

総計 一六三、七七九世帯

パーセントは当該国全檀家に対する百分比。薩摩の島津侯もその檀家である。

⑯ 大谷村の御師宿は寛政三年（九一七）の記録では川手惣右衛門の家があてられている。それ以後寛政十一年（九一七）川手與十郎、天保三年（三二八）秀太郎（堀_{II}後の戸長）と世襲され明治初年まで続

いている。『小割帳』参照

⑰ 桜井徳太郎『講集団成立過程の研究』によると、御師が巡回して宿をとったときの足を洗った水や、沐浴した風呂水を貰っておき病氣などのとき「聖水」として飲んだという伝えが記されているP. 253～259。これによってもわかるように、庶民の間では地方巡回の御師が不思議なご利益をもたらすと信じられていた。

⑱ 『教典編纂委員会資料』より例をあげる。

○今迄で見りゃ、金神といえば人が恐ろしい叱られる神とばかり思て居るけども、神信心をして見りゃ決して罰を当てる神ではないぞ。……No. 268

○金神の神は崇り神、障り神と人は言はうがのう、金神の神は幸の神福の神じゃ。No. 583

- ⑲ 竹内長次『古今未曾有の道』（金光教徒社）P. 186
- ⑳ 高橋正雄『われを救える教祖』高橋正雄著作集第五巻 P. 102
- ㉑ 拙稿「精霊回向の事蹟解釈」『金光教学』No. 9、第一章参照
- ㉒ 桜井徳太郎『日本民間信仰論』の「民間の伊勢信仰」参照
- ㉓ 三社とは、伊勢神宮、石清水八幡宮、春日神社のことで、託宣の根本は、伊勢_{II}正直、石清水_{II}清浄、春日_{II}慈悲とされた。掛軸にされ、家々の床にかざられた三社託宣の形式は種々雑多であり、三社の神号だけのもの、三社の神像あるいは、神の使いとされた動物を描いたものなどある。渡辺国雄『神道思想とその研究者たち』——三社託宣の信仰——参照

- ②4 金光宅吉が教祖の教えとして自記したものによると、
三社乃たくせんニむかひ、手をたゞき、又御はらいをあげても心にたがいあれハ、をかけハなし。金光様(教祖)おはなしあるハ、三社のたくせんと、わが心と日に日に、あはしておれハこれがそのみの信心なり——。『教典編纂委員会資料』³¹⁶ 316
- ②5 西川如見『百姓囊卷二』——『日本經濟叢書』卷五
- ②6 『明和續後神異記』——『神宮参拝記大成』 P. 420
- ②7 『御蔭参宮文政神異記』——全右—— P. 519
- ②8 浅吉はこれより六年後(元治元年)二十才の時、同行五人で参宮している。『金光大神別冊』註釈 P. 110 参照
- ②9 注6の三矢田守秋レポート参照
- ③0 西川如見『町人囊』前掲叢書卷五 P. 104 ~ 105
- ③1 『教典編纂委員会資料』³¹⁶ 250
- ③2 御師は天照皇大神信仰を庶民に浸透させる働きをしたことも事実であるが、他面、それによって、「御神徳を切り売りして私生活の糧としていた。」(桜井勝之進『伊勢神宮』P. 209) ということもいえない事実であった。大西源一はまた次のようにも指摘する。「お神楽による収入と、お彼岸に對するお初穂の収入によってゆたかな生活を送ることができ、中には神都の自治体の首脳部として、政治上に大なる権力を占むるものがあった。」(前掲書 P. 131 ~ 132) 大谷村御師龍太夫も、注18で示したように、その首脳部の一人であった。御師が地方から勧化した財も、神

宮の經濟とは関係なく、すべて、御師の懐中に入っていたことも、大西源一は前掲書で指摘している。(P. 146 参照)

③3 岩波『狂言集下』 P. 170

③4 『小割帳』明和五年

一、式拾壹匁六分 伊勢太夫奉賀銀

但例歳廿壹年ぶりニ御遷宮相成候由右ニ付御師中装束相改らるる由ニて御母子御下り無抛右之通り加入いたし申候

伊勢神宮遷宮は、このあたりからいえば、明和六年、寛政元年、文化六年、文政十二年、嘉永二年、明治二年と行われた。それぞれの遷宮年に龍太夫に支払った大谷村の奉賀銀は次の通り。(ただし寛政元年は未調査)

文化六年 九十匁(二ケ年分割拂い)

文政十二年 九十匁(四ケ年分割拂い)

嘉永二年 九十匁(三ケ年分割拂い)

明治二年 三百匁(三ケ年分割拂い)

遷宮の際以外の寄附銀の例を同じく『小割帳』からあげる。

天保十四年

一、六拾八匁 伊勢龍太夫居宅焼失并継目共兼勧化申出ニ

付先例も御座候故相談之上入之

万延元年

一、四拾四匁

龍太夫大焼失勧化ニ付寄付銀百三十式匁之内去未年(安政六年)カ来西年(文久元年)迄三ケ年割

当年出銀之分

当正月十五日渡

手代、好田傳藏渡

③5 『御師職式目』は慶長十五年(一〇六)山田三方が規定したもので御師の縄張り、つまり師檀関係についての細則である。それによって一つの師檀関係に、他の御師が入りこんで紛争がおこらないようにしたという。ちなみに、当式目の基本法は、家康の朱印状「参宮輩は可為先祖法式事」と、家光がそれに加えた「古来相傳之旦那以才覚不可奪取事」であり、歴代將軍がそれを踏襲したものによる。

大谷村は注18に示したように、山田郷龍太夫の縄張りであったが、御師間にどのような申し合せが成立したのか、文政十二年遷宮年以來、鎌屋太夫という銘をもつ御師が勸化銀を調達し、

明治まで続く。村は、相方に勸化銀を支拂わされていたのである。一例として嘉永二年の『小割帳』から。

一、三拾目 伊勢太神宮式年

正遷宮ニ付御師龍太夫勸化銀先例之通九拾匁
寄附去ル末年(弘化四年)ハ三ヶ年当酉年迄

一、拾 匁 右同断 鎌屋太夫勸化銀先例之通三拾匁寄附

年寄へ立渡
三ヶ年割当年渡し分

とある。つまり三年の分割拂いで、村は龍太夫・鎌屋太夫相方へ計百二十匁の勸化銀を支拂ったのである。(その年の米相場)

大阪一石七十・八匁と七十五・九匁

③6 大西源一 前掲書P.134—135参照

研究報告概要

本所が本教団の一機関として、教主の統理、所長の統轄のもとにその働きをすすめているところから、研究報告の提出が要請される。そうして提出された研究報告は、さまざまな角度から批判検討を受けることで、より充実した研究方向を与えられることになる。このような意味で、本所の研究者全員が、各自の研究成果を年度ごとにとりまとめ、研究報告として提出することになっている。

以下は、この号に論文として掲載した以外の所員・助手及び研究生期間終了者の研究報告の概要である。なお、所員・助手の報告については、四十四年度末期（四十五年二月・三月）に所の検討会がもたれ、検討された。（研究生の報告は研究生集会にて検討）各部内の配列順序は、執筆者氏名の五十音順とした。

第一・三部

高橋正雄における人間関係の助かりについて

高橋 一 邦（所員）

（意図）幼い頃から人間関係を問題とし始め、生涯問題とし続

けた高橋正雄の歩みを辿ることによって、私自身の、その問題の助かりを得たいと願った。

（方法）著作集第三巻中の「道を求めて」、第二巻中の「人」及び「ゆうざき通信」第44〜52号掲載の「取次の道に就いて」を資料とした。

（概要及び現況）彼は、生来の鋭敏な資質を、恵まれた環境の中で育てられて、「真実なもの」を求める心が強く、修行に、教団改革に、心をこめたが、その願いは容易に実現せず、悩みは深まるばかりであった。そして遂に三十一歳の年に、ある事件を契機として、全く行詰り、みずから生きようとするをやめざるを得なくなったのであったが、そのようにならされた彼を、生かさずにはおかぬ力が働いてくるのを見て、彼は自分を生かす強い働きがあることを実感した。その後の彼の動きは、一家の生計維持を目的としたものではなくて、みずからのうちにある「自分」でできる仕事なら何でもさせて頂こうとする願いに従っての動きであった。そのようにならされて、彼の人間関係の問題は解決したのである。しかし、人間の動きは、いつ我になるかわからず、自分の動きを見て我を^がと^がかしていくことは一生の間していかねばならぬことであって、彼は生涯かけてそのことに取組んだ。

ここで私が使った資料は、正雄が後年書いたものばかりである

ので、さらに彼が若い頃に書いたものをも見て、彼の体験を的確に追体験せねばならないと考えている。

「金光大神覚」研究の今日的意義把握のための着想

—教義探求の依るべきところを求めて—

竹 部 教 雄 (所員)

昭和四十四年度は、前年度の研究内容をさらに進め深める動きをとることはできなかつた。即ち、年間を通じて行なつたことは、紀要掲載のための論文の整備改稿、「金光大神覚」公刊のための研究事務、「金光大神覚」刊行にあつたの講演のご用、おかげの体験の吟味等々、研究をめぐる外廓の作業に明け暮れたのである。

その間に得たわずかの時間をもって、昭和四十三年度の研究報告の中身を深めるべく、教祖の三十三才前後の事蹟の意味内容を明らかにしようと試みたが、問題点がやや浮かび上つてきたとどまり、その中身を究明するまでには至りかねた。

そこで、このことの究明は後日にゆずり、講演のご用において求めさせられてきた「金光大神覚」公刊の意義についての私見を

整理することで、「覚」研究の自覚を新たにすることを願い、よつてもつて研究報告に代えることにした。標題の報告書は、以上のような理由によって提出したものである。

この一文をまとめてみて思わせられることは、先覚諸師の教義探求の努力によって、今日の我々があらしめられているという点とであり、本教今日の動向として、教義探求の努力が全教的に起らねばならぬということである。そのような動向が生まれる中ではじめて、「金光大神覚」の研究もみのあるものとなるであろうことを思うにつけて、まず自身、教義探求の姿勢を培いつつ、ここからの研究をとりすすめたいと願っている次第である。

議會議員有志の教団意識

—管長輔佐にかかわる問題をめぐって—

長 野 威 真 一 (所員)

(意図) われわれが、今日および将来の教団を問題にする場合、先覚の教団意識をふまえることが大切であり、それをぬきにしては十分に問題にしえぬであろう。そういう意味から本稿は、議會議員という立場で教団のありかたを鋭く問題にし、とくに昭和九十年事件の際に重要な役割をはたした和泉乙三、関口鈞一等を

中心に、かれらの教団意識を明らかにしようとするものである。
(方法) 教団の問題が顕著に露呈してくる昭和の初期に焦点をあて、当時の教監の教団運営にとりくむ姿勢、とくに管長輔佐のあり方と、それを問題にした議員有志の姿勢を対比させて、議員有志の意識をとらえようとしている。

教団別派独立に伴った本教の議会制度採用について

西 村 文 敏 (所員)

(研究の意図及び態度・方法) これまで、金光教教師として生きる自分が、現代から将来へ関つての自己のあり方を求めていくところから、「金光教の社会性について」というテーマを考えて諸資料に当たってきたが、この議会制度採用について考察を加えるのは、このことが、その時点において本教のあるべき姿と考えられるものがそのまま制度化されるのではなく、社会思潮と国家権力の影響をうけて制度化される一つのケースであるところからである。

また、こんにち代表民主制そのものが問われているが、この議会制度採用の時点の問題を考察することによって、本教の制度のあり方をさらに考察していく手掛りともする。この観点から、本

教側当事者が専制体制をとろうとしたことの意味を、議会制度の採用を迫った官庁当局の政治状況との関連において、考察していく。

(研究の概要及び現況) 明治三十三年の教団別派独立に伴い、本教は議会制度を採用したが、これは、教団独立請願当事者が内外の事情から教団は専制体制をとるべきものと考えたのに対し、政府が議会制度の採用を命じたものである。『金光教第一回臨時議会議事録』では、政府当局が、重賦課を課するような教団当局者の出現の危険性から、その採用を命じたと述べられているが、これは表面上の理由と考えられ、政府はその宗教政策との関連で命じたものと考えられる。それを教団としてどう受けとめたか、そしてそこにどういふ問題があったかを、さらに考察しなければならないが、資料といっても特に見当らず、政府と本教側当事者のもつ問題状況の関連についてさらに追究していかなければならない。

昭和十年一月における有志盟約結成の意味

—教団における伝統と改革—

藤 井 記 念 雄 (所員)

(意図) 一体どこにどのように立てば本教の本教たる中身を歴史的現実即して把握しうるか、という教団史研究の方法論的問題意識をもって、有志盟約結成の時点を取りあげ、そこをみることによって肅正運動の本質的意味内容を追求しようとした。

(方法) 当時の教団問題に関して発した教監通牒が導火線となつて、教団有志から厳しく批判された阪井内局の立場は、どういう立場であつたのか。阪井内局に批判を加えた有志は、どのように教団の問題状況をとらえ、それに対処しようとしたのか。その立場はどこに根拠をおいていたのか。そこを問うことによつて、有志盟約結成の意味をたずねた。

(概要及び現況) 阪井内局の立場は、形成された伝統(人・組織・教条等々)に抛りどころをおいたものであり、伝統を形成せしめた根源的働き(取次の働き)に根拠を求めていく態度に欠けていたところから、生きた問題への対応を困難にし、一層問題を惹起することになった。それに対して、金光様のお広前奉仕の生きた働きを感得し、これこそ本教の中心生命であるとの自覚にもとづいて有志盟約の結成は、伝統の殻を破つて、教団の内部から新しい本教信心の理念を打ち出し、教団肅正(改革)運動の抛りどころを明らかにすることとなった。

ところで、研究作業が阪井内局のあり方をみていくほうに傾き、

当初意図した肅正運動の中身を解明するということになりえないで終つたので、今後はその方向に努力したいと考えている。

教団の問題性及びそれを問うことの意味について

松 村 真 治(助手)

(研究意図) 教団組織が成立し存続せしめられることの中によつて、どのような問題が生まれてきたか、更にその問題がどのように自覚せられ荷われてきたか、ということをも明らかにすることによつて、今日の教団が直面している問題の根を探り、且つそこに生きる私という一人間の在り方を求めんと願うものである。

(研究方法) 教団の問題性を浮上させ自覚しようとしてきた、教団史上の一連の流れ(主として「新光」などの青年会雑誌に拠る)にみずからの眼を据えて、主として教団組織成立の時点前後の事情を見ていくという方法をとっている。

(概要及び現況) 教団組織のでき方を見ていく中で浮かんでくる問題は、教団組織の成立及び独立に関して、それを促した働きは何か、どのような形をとつて実現することになったのか、それによつて何を守ろうとしたのか、また実際に何を守ることになつ

たか、それは信心に託っていかなる意味をもつものであったか、という諸点である。これらは当時の国家の宗教政策や社会情勢と深くかかわったことであって、一朝一夕に解き得るものではないが、そのような国家社会の力によって、この道の信心からおのずと生まれたものでない組織体制を避け難くとらされたということ、そのことが実は人々をしてこの道の信心とはどうあることかと問わせ続けるという働きをしてきたのだということ、を明らかにすることができた。と同時に、今日私が教団に関するこれらの諸問題を問うということは、とりもなおさず、私においてそれらの問題が自覚化せられるということの意味し、そこに教団史研究の意味を見いだしている現状である。

管長辞任要求の運動の転換について

—中央委員の場合—

宮田 真喜 男(所員)

(意図) 本教において、問題を問題にするとは一体どうすることなのか。この課題を明らかにする手はじめとして、昭和九・十年事件における管長辞任の陳情運動から教団内で管長を問題にして

いくことになった時点を取上げ、問題の仕方とその意味をさぐるうとするものである。

(方法及び概要) 有志盟約の陳情は、十年の一月下旬からはじめられ、四月にいたって、文部省の方針である管長の留任、制度改革の向きを受諾することによって、停止するにいたった。停止せざるをえなかった主たる理由は、文部省が管長の辞任を認めない方針が判明するに及んで、運動をすすめる前提が崩れたことにある。だが、前提が崩れても、辞任を達成するためには文部省(国家権力)と対決する道がないでもなかった。しかし、文部省との対決を避け、教団内で管長を問題にする道を選んだ。それは、従前のごとき管長に対し、辞任の勧告、不信任決議、説得といった態度ではなく、管長がみずからを反省することを願う道であり、御広前奉仕に結合統一することで管長を問題にしていく道であった。ここに、本教における問題の仕方、取組み様が現われている。(現況) このような問題の仕方が浮び上ってきたが、それは仮説の域を出るものでない。そこで、いま一度、前後の事蹟との関連を克明にたどりながら、仮説を吟味するとともに、問題の仕方は何をどう問題にすることなのか、その意味の把握につとめていきたい。

湯川安太郎の小売商第一日目の体験について

三 矢 田 守 秋 (所員)

(意図) 湯川安太郎の信心の成立過程をたどることを通して、本教の信心を明らかにしたいとの願いに立つものであるが、さし当っては、小売商第一日目の体験をとりあげ、これを展望台として、前後の事蹟を見通しつつ、この体験が信心成立の過程において占める位置や意味をさぐるうとするものである。

(方法及び概要) 小売商第一日目の体験が、安太郎の信心にとって意味あるものとなった直接の契機は、安太郎が神前に一日の商売のお礼を申したとき、「まあ考えてみい」とあった神の促しである。安太郎によれば、この神の促しは、安太郎に何らの問題意識がなかったにもかかわらず、神の側から一方的に降ったもののように語られているが、究明にあたっては、たとえ安太郎の意識にはのぼっていないなくても、意識以前の状態で安太郎の内面に波紋をなげかけているなんらかの問題があり、神の促しはそこへ投げかけられたという推定のもとに、それが如何なる問題であったかを、ここに至るまでの安太郎の生活を通して浮上させ、その問題との対応において、安太郎はどのようなことに気づかされることになったかを追求した。

(現況) この日の体験についての一応の意味づけを行なったが、前後の事蹟との関連をさらに克明にたどりながら、とらえなおすことの必要を感じている。

戦時時局活動研究のための素描

— 教団の戦争対応の姿勢について —

渡 辺 溢 (所員)

(意図) この研究の目的は、昭和六年の満洲事変勃発から、昭和二十年の敗戦に至る、いわゆる十五年戦争のうちの、昭和十二年の支那事変以降に焦点をあてて、本教教団の動きを知ろうとするところにある。

(概要) 前記の意図に従って、まず昭和十二年七月の事変勃発から、十三年二月の本教第五十六回定期議会までを対象とし、前掲の副題を視点として、事実認識の作業をすすめた。その大筋を結論的にいえば、事変当初にうち出された、教団として特別な構え(事変対処事務局)をもつての時局活動から、この時点ですすめられている御奉仕神習会の精神の徹底によって、信奉者個々として自然にできていくであろう時局活動へと移行する願いが起こってきているということである。つまり本教教団としての眞の活

動は、昭和九・十年事件を経て自覚させられてきた内容を、動きとして定着させることにあるとの認識に基づいての実動が始められようとしているのである。

(現況) 同じ主題によって、次の時点にあたる対支文化事業について、やはり事実認識を目的として、資料収集、資料聴取のことからすすめたいと願っている。

第二・四部

元治元年正月一日のお知らせによる宮の普請をめぐって

齋藤 東洋 男(助手)

(意図) 元治元年正月一日のお知らせの含んでいる意味内容を明らかにする。すなわち、このお知らせが下るに至る、教祖を中心とした当時の状況と、お知らせを受けての教祖の生き方を明らかにすることをもち、歴史・社会の中で現実の様々な関係を教祖はいかに生きたかを明らかにしようと努める。

61 (方法) 教祖の生きた当時の問題状況をできる限りはつきりと把握する。すなわち、徳川幕藩体制内における信仰者の問題を認識する。具体的には、当時における宮の普請の意味、教祖を中心と

して発生しつつある氏子集団の動き、それらに深く関わる権力としてのお上、あるいは山伏による信仰への圧迫、既成社会の有形無形の抵抗等、これらを調査することによって、当時、教祖の感じていた問題性を明確化すると共に、このお知らせの意味をたずねることを目論む。

(現況) 昭和四十五年一月、助手に任命されたため、四十四年度研究報告は提出していない。現在、右の意図、方法をもってこれからの研究を進めたいと思っているが、より深い、緻密な研究を願うところから、しばらくは、資料、文献にできる限り幅広く当たっていくように心がけている。

明治六年八月十九日のお知らせの解釈

—素描の段階としての一試み—

沢田 重信(所員)

(意図) 八月十九日という日のお知らせは、一日の間に、出社神号一乃弟子改め、神・生神金光大神の働き、向明神への願い、神名の伝え方、という内容を含んでいる。このお知らせの内容中、神・生神金光大神の働きについて示されたものが、御理解第三節として教典に盛られていることもあって、従来は、教義的説明に

重点がおかれてきた。ところが、八月十九日という時点にある教祖をめぐる問題状況を見ると、従来の解明の仕方では教祖の信心の内容に迫るのに乏しいものを感じる。かかる観点からどう問題がみえてくるか試みた。

(方法) 研究の意図からいって、できる限り教祖をめぐる教団的、社会的問題状況を明らかにしようとした。さらに、お知らせの内容が教義的展開を示しているだけに、ここにまとまってくる教祖の信心過程を正しくとらえんとした。

(概要及び現況) 意図を充たしていくについて、研究者の問題視点がいま一つ明確でなかったために内容が分散した。今後、視点づくりを強化し、それに資する資料の見当づけを求めていく。ともあれ、研究をすすめた結果、この日のお知らせが一連の教祖の問題意識にそったものであって、神前撤去の事態をおった教祖が、明治政権下の不安定な政治状況内にある庶民の苦悩にどのようにとりくんでいこうとせられているか、ほのかに感じる。

教祖における「苦しみの場所」 (2)

—「神、その苦しみのとき」—

教祖における「苦しみの場所」 (3)

—月の三日神参りの意味をたずねて—

高橋行地 郎(助手)

(意図) 教祖においては、生きることの難儀がどこにどのようなあられ、そこをどのように生きたか。その問題を考えていくについて、人間の難儀・実意丁寧神信心・おかげという一本の線を引いてみて、そこにみられる生の論理を構造的に把握しようとした。今回はことに四十三才までの生についてみた。

(方法) 「覚」の表現を忠実にみていき、その記述内容を解釈し、その意味を発見することにとめた。そのことを進めていくについて、私の当面させられている生の状況を吟味していくことをぬきにしないう留意した。

(概要及び現況) 教祖において、実意丁寧神信心の生き方が、難儀という生きることの「苦しみ」の中から、神とのかかわりを得るにいたるといっておかげの世界を開いてくるのは、実意丁寧神信心の生き方が、

① 生来的なものとはかりはいえず、むしろ難儀の中でその生き方を生み出し、深めていったこと。

② 難儀に対応するための、あるいはおかげを得るための方法的なものではないこと。

③ 人間の苦悩の相とその根(神とのかかわりのつかなさ)を自覚せしめることになっていること。

④ 極限状況にあつてさえ、生き力を生み出し、そこでのあり方を導いてくる働きをしていること。

以上のような結論を現在の段階として得たが、論の運びに強引すぎるくらいがなくもない。今後は一層綿密な考察を期したい。

「教団」及び「歴史」について

——社会的存在としての教団及びその

変動過程としての歴史把握の問題について——

藤 尾 節 昭(所員)

(意図) 教団史研究の態度及び視点の模索が主たる意図である。

信心の自己吟味としての教学研究をめざすとき、教団を展開・発展と見るとき、そこには、研究意識と生活意識とがどこかで乖離せざるを得ない結果を来した。この問題は一体どこにその根を有しているのか。今日までの教団史研究の態度・方法の問題を自身において吟味する。

(方法) 研究態度として、教団史を既存のものとして把握すると

き、教団及び歴史と研究者との遊離が結果される。そこで、自己を教団及び歴史そのものの具現体としてとらえるとき、教団・歴史・信心がどのように把握されてくるか。そこに研究の原点を置くことによって、研究者のところに流れこんでいる本教の歴史の諸問題を明確に、社会との関連において、把握すべく努力し、そのことを通して現時点の確認をなしていく。

(概況) 右のごとく原点をすえることによって、感じ、思うままに形式にこだわることなく、つづり方を続け(I~IV)て来て、そのまとまりとして研究報告を提出し、この報告において、今発表の人間の、また社会の技術性、欺瞞性に到達せざるを得なかった。それは、自己自身の日常生活の欺瞞性、技術性の問題について来るものであり、今日の人間の問題を問うことを迫るものである。そしてまた、教団史への迫りの視点を啓くものであるかも知れないと予期せられる。

みかぎりた女に関する事蹟解釈の一試み

松 田 敬 一(所員)

(意図) 我々は通常、教祖と呼ばれる人物について、慈悲深く、抱擁力も大きく、どんな人間をも救済しうる人格であるというイ

メッセージを持つ。このような教祖像からすれば、教祖が他の人間を叱責したり、批判したり、見限るといふようなことは考えられない。ところが、「見限りた女」に関する事蹟に於て、教祖は、彦介の養母について、「神様へは信心すなと申し。心得の悪い母親とこのたび思い知り。……取欲ばり、彦介しば入用むしん申し。見限りた女」(P.100)と断言している。これは一体何を物語っているのか。教祖に於て、何がどのように問題となるところから養母を見限ることになったのか。その内容を把握したい。

(方法) 「金光大神覚」の記述に即して、彦介の変死の時点に於ける養母に対する教祖の態度を追体験的に把握する。

(概要及び現況) 教祖は、精神異常をきたした彦介に対して、神との関係に於て行届いた世話をした。その看病の過程で問題となり続けた養母との関係を、彦介の変死の時点で切断了。そこでは、主体性を持って生きる人間の生き方が、他から一方的に如何ともしがたいものであること、又どんな人間をも助けようとすると教祖自身が、根本的に問題化した。この事蹟の焦点がいま一つ不明確なので、そこを明確にしたい。

「自分を問う」ことについてのノート

真 鍋 司 郎(助手)

(意図及方法) 人間が生きていくについて起きるさまざまな問題。対して、自身のところではそれらの問題をどのように受けとめ、対処していこうとしているであろうか。このような問いに立つて考えてみると、自身としては、そうした問題自体が容易に、的確に捉ええないし、問題を自身のところに如何に背負っていけるものか、といったことについてもどれ程も明確でない。したがって、まことにあいまいであり、中途半端な問題の受けとめ方にとどまっているのが、いつわらざる実情であるといえよう。こうした自身の生き方のあいまいさ、中途半端さは、自他の関係についても顕著にみられ、自他相互のかかわり合いのつかなさといった問題を生ましめることにも連なっている。そうした自身の生き方をあいまいかつ中途半端にさせているものは何か、その構造を捉えていきたい。

今回はその一端として、自身の病気の体験をとおして、自身が病氣・医者に対してどのようなにかかわっていったかということについて、とくに医者对患者の人間関係にみられる問題性の把握に中心を据えた。

(現況)自身の体験を吟味するという場合、問題状況、問題性と
 いったものについてはある程度触れなくても、そこからさらに歩を
 進めて問題を吟味し掘り下げ、意味把握の段階までに到ることの
 容易でなさを痛感する。これは結局自身のところでの自己内「対
 話」のたりなさ、自分自身への関係のつかなさといったことに起
 因するものである。

自分を問うということも、又自身の体験の吟味ということを通
 けるについても、いかにして赤裸々な自己を披瀝しうるかといっ
 たところに、当面の問題はしぼられるように思われる。

大患の教祖序説

和田 登世 雄(助手)

○生の当事者において、その時その場の経験を、自己の体験と
 して、歴史的に段階的に自己把握することは、至難なことである
 う。何故なら、いかなる生も、計画的ではないし、ましてや展開
 的であるというようなことは、予測できるものではないから。も
 し自己の生の意味なり内容を、具体的な生活経験にそって掴むこ
 とができるとすれば、それは何らかの形で、働きというものを自
 覚するとき可能であろう。

○教祖が四十二才にうけた大患は、その信仰生命にどのような
 エポックを画することになったのか。九死一生という状況のなか
 から、おかげをうけて全快するまでに、教祖自身の信心が、あら
 ゆる形で検討をうけ、あるいは自己検討されねばならなかった。
 昨年までにまとめた「大患の教祖」を、更に今年度の練り直し
 をもって、四十二才の教祖の信心像を、序説的に全体的にまとめ
 ようとした。その視点となる主なるものは、①大患という状況の
 把握、②状況下における教祖のころのうごき、の二点である。

研究生

親子の間柄に於ける問題

——特に佐藤照師に見られるものを中心にして——

石 塚 陽 子

(テーマ設定の経緯及び研究意図) 研究の問題意識の中心は常に
 人間関係の問題にあったが、それをもって、実際にどうすれば研
 究ができていくのか、そこがわからないままにテーマをかえてみ
 るという経過を辿った。最初は「人間関係の助かりについて——
 高橋正雄師の生き方に見られるものを中心として——」というテ
 ーマを定めたが、研究が進まず、テーマを絞ることをすすめられ

て、「異性間の問題」に絞った。しかし、この問題についても研究できず、最後に首標のテーマに定めた。

人間関係のうちでも最も切実なものの一つである親子の間柄は如何にあればよいものであろうか。信心による親子関係の助かりのすがたを明らかにしたいとの願いをもって、佐藤照師の信心生活の中身を求めようとしたのである。

(方法及び概要) 地方在住研究生は、資料の面においても制約を受けることになりがちであるが、この研究も、資料としては「神の手代わり——佐藤照師の生涯と教語——」一冊を使い得るのみであった。この書物によって、親子の間柄についての照師の生き方を次の三つの面からみた。

(一) 照師は親をどのようにみていたか

照師は、自己のいのちを尊く有難く思っていた。その自分のいのちは、親から生まれ、親に育てられたものである。そこを思うと、親にお礼申さずにはいられず、親を拝んでいた。親孝行と信心とが一つのことであった。

(二) 照師は子供をどうみていたか

照師はわが子を神の氏子として尊んでいた。そして、子供を育てるのも、神のお蔭をうけて育てさせて頂こうとした。子供に対しては、肉親の親であると同時に、信心の師であり、取次者であ

った。

(三) 照師の生き方の根本には何があるのか

照師は、夫範雄師を生神と仰ぎ、範雄師は照師を取次者と頂いて、夫妻が互いに拝み合っていた。そういう夫婦のあり方が、子供への最も尊い教えであった。照師は常に神を拝んでおり、人間を神の氏子として拝んでいた。自分の子、人の子という枠をはずして、すべての人を神の氏子として育てていこうとする大きな愛が照師の根本にある。

石門心学始祖石田梅岩における

自己追求の様相とその展開内容

伊 藤 範 人

(テーマ設定の経緯及び研究意図) 所内実修終了時に「教祖の実意丁寧の本質について——石田梅岩の生き方との比較研究を通して」というテーマを設定したが、それは梅岩との比較研究によって教祖の生きられ方の内容を明確に把握し、わが身の生きる上に頂きたいという願いからであった。

この研究をすすめるにあたって、人間一般の実意丁寧の内容と、教祖の内容とはどのように異っているか、異っているとすれば異

った要因は何か、またその生きられ方はどのようにして培われ、その生きられ方の原動力は何か、という問題意識に立って、第一回報告「教祖と石田梅岩の人間形成——二十五才位まで」を提出した。

その作業の結果、両者の研究を同時にすすめても、両者の本質にまで入っていけないという問題に直面した。つまり研究者の研究視点及び姿勢が明確でないため、研究者の実生活上の問題と研究との働き合いがなされず、教祖と石田梅岩との生き方の優劣を定めようとする動きになってしまふ。そこで教祖研究にすすむ前段階として、石田梅岩の内側にどこまで入っていくことができるか、その作業をすすめる中で、教祖研究の視点、姿勢を培う必要を感じ、第二回報告では「石田梅岩における人間形成」にしばらく江戸時代中期を生きる梅岩が生きる中でどのような問題をいかに受けとめ、そこで自分をいかに形成してきたか、に焦点をあてて究明した。

その結果、研究視点が不明確であり、それに関連して研究姿勢をととのえていかねばならぬという問題が明確になって出てくることとなった。そこで、研究者が最初に石田梅岩に魅了された内容を改めて認識することにより、研究者の問題意識を明確にし研究姿勢を培うことに願いをかけて、二回の報告中共通して問題と

なった彼の自己追求の様相、すなわち自己とは何か、人間とは何か、を求めての求道内容を研究することになった。最終報告のテーマはこのようにして設定されたものである。

(研究方法及び研究の概要) 石田梅岩を研究することは、研究者と彼との対話によって、彼が問題にとりくむ様相の内面を描き出すことである。そういう意味で、追体験的方法を模索しながら研究作業をすすめた。いいかえれば、実生活にあらわれる研究者の実態をどういふ姿勢でみていくことが必要なのか、さらに研究者自身の何をみていくことができるのか、という問題意識をもちながら、彼の生涯中重要と思われる四つの事蹟をとり上げ、彼の自己追求の様相とそこからの展開内容をみていった。

彼の生涯を一言でいえば、「自己追求」の一生といえよう。十才頃より自己の中にある我に気づき、自己とは何かという問題の中を通らされ、それがさらに青年期になると、人間とは何かという意識へと深められていった。問題意識が深められるにつれて、求道姿勢も厳しくなっていた。その求道の方法は、書物を読み、町の辻々の講釈を聞きつつ、日常生活の中で求道していった。問題と求道とその具現が遊離せず、三者が互いに働き合いをなし、求道即生活となっている。

このようにして三十八才までは師匠にもつかず、独自の求道方

法により、神道、儒教、禪へとすすんできた。三十五、六才頃、自分を動かし万物をも動かす源であるという「性」を自覚したが、「性」の起る元が不明確であるということから、その「性」に疑惑を生じ、師匠を求めることになる。この三十五、六才の疑惑の中で苦悶が、彼の生涯中最も重要な位置を占める。

それ以前の求道過程では、自己を客観視してきていたが、この時以来「自分を見ている自分の中のもう一人の自分」をみることに必要性に気づき、自己追求の核心へ触れてきた。そこから師匠の必要性が生じ、小栗了雲につき従って、「性」の根源を求めていく。そして四十才の時「性は天地万物の親である」との開悟に至るが、師匠より「性を天地万物の親とみた『目』が残っている。その『目』がある限り性を自覚したとはいえず」とて、彼の求道内容を根底から崩された。彼はそこから一層日常生活における問題を通してこの「目」を追求していった。そして四十三才に至り

「天地あれば我なし、我あれば天地なし」の悟境に到達し、彼の世界が開かれたのである。

学問的素地のない彼独自ともいえる求道内容であるが、求道即生活の彼の求道姿勢は何を基盤にしてのものか。彼は、日常生活の中に起りくる問題を生活の中で見つめ、問題性を追究して、そこから展開を生活の中でなし得ている。つまり、問題の中に現われる自己の難儀の実態を絶えず見つけ、そこでの自己のあり方動き方を把握しているところから、求道即生活に必然的になっていかざるを得ないのである。このことに彼は一生涯を費やしたといえよう。

この研究作業を終えて思われることは、彼の本質を描き出すとすれば、彼と対話するだけの研究者の問題意識が深められねばならぬということ、即ち、彼の本質を描き出すことは、研究者の実態をどこまでも追求することに他ならぬということであった。

紀要第九号掲載論文検討会記録要旨

本所は、その研究内容等について広く教内外からの批判と指教をうけることを願いとして、紀要「金光教学」を刊行してきているが、この願いをより十全に充たしていくについて、本所の立場からとくに場を設けて積極的に批判検討をうけることとして、三月六日午前、首標の会合を開いた。今回は、竹部教雄「安政五年十二月二十四日のお知らせの一解釈」、沢田重信「信心・布教・政治——明治六年、神前撤去の解釈」の各論文を中心に会合をもった。

以下は、この検討会で指摘のあった問題点の主要なるもので、今後の研究をすすめるについて視野を広げられるところがあった。(この会への所外からの出席者は、出川真澄、金光真整、藤村真佐伎、松井雄飛太郎、松岡道雄の各氏であった)

竹部論文

○ 前段のお知らせの意味内容を考えていく場合、当時の人々を支配していた神仏の祟り障りについての考え方と、教祖自身のそれに対する考え方、この二面を問題にしなければならぬ。前者に

ついていえば、祟りというのは、本来神の示現を意味するものであったが、それが後に転化して、神仏とかこれに類する靈威に対して、意識無意識にかかわらず犯した不法行為によって人間生活にもたらされる悪い結果それ自体をいうようになった。そして、土地に関する祟り障りの原因となるものは、その土地が、かつて何らかの凶事があり、また所有権に関する争いがあり、また神地であった場合、これを所有し耕作することによって、何らかの祟り障りをうけると信じられていたのである。後者についていえば、教祖は、一般的に信じられていた上記のような祟り障りといわれる現象を、「祟られた」「障られた」として受けとめず、神への無礼の現われとして受けとめていたと考えられる。さらにいえば、教祖にとっては、日柄方位の世界は神の存在法則を意味するものであって、それにふれることによって生ずる災厄は、まさしくその無礼のしからしめるところで、そういう無礼なあり方がどこまでも問題であったのである。このような考え方で、教祖は太郎左衛門屋敷にまつわる金神祟り障りの伝承をも受けとめられていたと考えられるのである。

○ 「年忌々々に知らせいたし」ということがいわれるについては、教祖においては、この年三月から手にお知らせを受けられ、その後この十二月までずうっとお知らせを頂いての生活を進めて

きておられる。そして、ここでさらに、前段のお知らせを頂かれることよって、これまで年忌々々に感じてきたものが、実はお知らせであったとうなづきうるものになったのであろう。

○ 四百三十一両二年云々ということが、昔からの聞き伝えであったにしても、改めてここで問題になっている。これは単なる伝承の世界の再確認という程度のもではなく、人間の歴史が発見されたというべきである。つまり、この時点において、はじめて人間の歴史が教祖のものになったのであって、それは教祖の信心が発見されたと、こう受けとめるべきであろう。

その点を別な側面から問題にするならば、ここでは時間が過去から現在に流れているのではなく、現在から過去に流れているといわなければならない。つまり、過去に問題があつて、そのために今日このような不幸があるというような因果関係的時間ではなく、現在の不幸の正体というものを本当にほりさげてみると、経験を超えた過去の世界の不幸の事象が納得できる、承服せしめられる、といったような因果関係的時間である。こういう時間の流れにおいて知りえたものが歴史的自覚というものではないであろうか。

○ 「十七九年の間に七墓つかした」と神様がいわれる意味把握に関連する問題になるかと思うが、四十二才までの教祖の生活において、その生き方を根本から問題にする神は金神であった。又、

四十二才の大患時に教祖の助かっている姿を指摘したのも金神である。こういう意味の金神は、生涯教祖の信心の世界には生きつづけていたと考えられる。教祖において天地金乃神の恩徳をいわれる場合には、そういう金神の世界を含めてのことであつたと思われるのであるが、今日はその点が、恵み守るといふ一面だけになってきてはいないだろうか。

天地金乃神の御徳を知らされることよって、人間というものが自由になったということは確かにありがたい仕合せなことであるに違いないが、その自由の中身が今日少しあまくなつてはいないであろうか。自由というものの尊さありがたさを思うにつけてその自由を本当に生きることの難しさを同時に考えないわけにいかない。折角恵まれた自由を負い切れないで、その責めを他に代つて果してもらいがちになる人間の弱さを考えるとき、自由の厳しさをもつと自覚していく要があるのではないか。そういう問題にかかわつて、ここでの「金神への無礼」「天地金乃神への無礼」の意味内容が掘り下げられることが願われる。

○ 「金光大神覚」を拝読する場合、始めもなければ終りもない天地の中に、生神金光大神のご一生をうち立てられた教祖の心の眼を感じねばならぬ。その眼を失うて拝読すると、ツヤがなくなつてくる。

○ 教祖を研究するということは、教祖像を明らかにするところにあるとして、それは結局するところ、その教祖像を通して普遍的な人間像を感得するというところにあるのではないか。それは、生神金光大神において助け出されている教祖像といってもよいかも知れないが。そういうものでないと、どうも納得しがたい。そういうものであれば、千年も万年も前にも通用するし、何千年の後にも通用すると思う。

沢田論文

○ 金光大神お広前引について、「自らの神号をもって一人称とした」と記した意味を一そうわかりたい。元治元年の正月の神伝で「天地乃神が宮へ入っておつてはこの世が闇になる」といわれている。この筋にのせて考えると、金光大神という働きがこの世からなくなると、世の中が闇になるといったご自覚がないか。布教を差止められてみて、人が助からねばならないということがいよいよ明確になってくるのであろう。

○ ある教師がいつておられたが、教会でご利用してもらつておつて、信者が一日に一人か二人しか参つてこない状態がつづくことがある。そのとき、実にぞくぞくと考えさせられること、祈らせられることが心の中に湧いてくる。今まで自覚的でなくて、た

だがむしゃらにさせてもらつておつたことの吟味検討がおのずから起つてくる。それで、人が参つて来られねば、来られないのも、神様の思召しと感得するところがあつた、と。こういう体験を踏台にして考えさせてもらつと、この時点の教祖のあらわれ方についてなにか感じさせられるものがある。

○ この当時、仏立講の初代というか開祖というか、そういう人までが教導職をうけている。その系統は日蓮系であるが、一般に日蓮系については、権力に対して、反権力的なあり方をするものと考えられている。このことから考えると、教祖がどうして教導職をうけられなかったのか考えさせられる。教導職にならなければ布教のできなかつた時代なのである。

○ 集団レベルの問題ということが記してあるが、教祖ご自身はこの問題状況をどういうものとしてうけとめられているか。この集団レベルにおける人間の問題の中身をいま一歩つっこんでほしい。

○ 書付のことであるが、ここには他の人へ伝えていくということ、すなわち、金光大神の道が伝わっていくことが予想せられていのではないか。ここには、教祖自身がこのように自覚するということがあると同時に、やはり集団的なものを志向しておられる。この書付は単なる心憶えというものでなくて、集団の間

題として考えられている。その意味で、風呂に入るといふことも、教祖個人が入られているのに違いないが、その個人にはなにか幅があるように思う。

○ 書付について思うのだが、ここで戸長から神をまつてはいけない、といわれるわけである。そういうさし迫った状況の中でやはり教祖ご自身としては、神様を拝んでいかざるをえない。その対象たる神はなにか、どういう祭り方をするのか、それを明確にしないではこの事態は通れなかつたと思われる。それがゆえに書付というものにならざるをえぬのではないか。つまり、今まで拝んでいた形式と違った形式でもって拝む。こういうあり方を通して、教祖が状況というものを否定しないで、その状況の中で、今まですすめてきたことをより明らかにしていっておられる、そ

ういう問題のとりくみ方を考えさせられる。

○ 金光生まれかわり、の意味であるが、実意丁寧神信心を尽して、生神金光大神にならなければ助からない、という人生をわが一身のうえに見出されたということでないか。

○ 休息いたせについてであるが、このような困難な状況になると、自身の願いを曲げるか、状況をうちこわすか、どちらかだといふ気持になる。教祖の場合、そのどちらでもない。どうにもこうにもならない事態に直面しながら、どうしようもないといふことになっておられない。肯定でもない否定でもないといふあり方でそこからの道を求めることになっている。その中身をとりにだしてくることが大切であろう。

彙報

—昭和四四・四・一—四五・三・三一—

総論	七四	教規講読会	八一
第一・三部	七五	教内時事懇談会	八二
研究発表会	七五	信心懇談会	八二
資料の収集整理	七六	教内各種会合の傍聴	八二
第二・四部	七六	学会講習会への参加	八二
研究発表会	七七	研究生の養成	八二
資料の収集整理	七八	職員懇談会	八四
教学研究所総会	七八	評議員会	八四
教統者に関する資料の収集整理	八〇	諸機関とのつながり	八六
信心生活記録の収集整理	八〇	三十九・四十年度の反省吟味	八六
布教教制に関する資料の収集整理	八〇		
資料の整理保管	八一		
文献講読会	八一		
第一部門 原書ゼミナール	八一		
第二部門 宗教思想ゼミナール	八一		

総論

本所は、昭和四十年十月以来、『金光大神覚』および教団史を基本課題とし、前者を第二・四部が、後者を第一・三部が担当して、研究姿勢および共同研究体制の確立をめざしつつ諸般の研究業務をすすめてきた。そして、漸次その実をあげるなかで、実質研究の進捗をみてきた。

そのようにして進めていくなかで、昭和四十四年度の後半より、研究者の研究実態に深く自己検討のメスを加えてみなければならぬ問題があることが浮かんできた。同時に、職員が所の業務にかかわる態度それ自体、研究にとっての部の役割、ひいては本教における組織のあり方に関しても、反省すべき点があると指摘されるに至った。

まず、教学研究の基本姿勢にかかわって、(1)基本課題の追求と自身の生活意識、問題意識との間に遊離を感じざるをえぬこと、(2)主体的な研究姿勢に容易になりえないこと、(3)研究するということの意味が容易に明確になってこないこと。

次に、共同研究にかかわって、研究者の相互関連の問題として、(1)先輩の後輩に対するかかわりのうえで、先輩意識が先だち、一方的指導になりがちなこと、(2)後輩の研究者としては、自身の研

究を進める上で必ずしも先輩の助言、指導を必要としないとして、意識的に指導関係を切っていること。

さらに、基本課題については、(1)一種の研究の粹意識において受けとめられ、自身の研究の関心との関連においてこれにとりくむ姿勢になりがたいこと、(2)研究の進み難さを基本課題そのもののむずかしさの問題にのみ帰し、研究が渋滞したままであること、等の問題が出されてきた。

問題となった主要な点は、以上のような多面的なさまざまな次元の問題を包摂したものであり、根源的に究明されねばならぬものばかりである。そこで大切なことは、これらの問題の根がどこにあるかを見究め、かつそこから進むべき具体的な方向と方法を発見することにあるのだが、所の実態として、これらの問題がどこまでのこととして問題になっているかについて、しかとつきとめるまでにはなっていない。

したがって、反省すべき諸問題を職員各自の責任と自覚の上に集中させて、それぞれが教学研究機関の職員としての自覚を徹底して自身に問うということ、すなわち「個人研究」の徹底ということを基軸として、所全体の業務のあり方を再吟味していくことが、今後の実際の動きの中でなされていくよう願われた。そして、この反省的動きは、年度内においても徐々にあらわれるところが

あった。

第一・三部

四十四年度は、四十三年度までの研究状況の反省に立って、教団史の研究をすすめる部としての仕構えをはずして、部員個々の責任において実質研究を自主的にすすめることになった。それはさまざまな面から研究の可能性が追求されることによって、教団史研究の意味が感得され、態度方法が吟味され鍛えられていくことを願ってのことであつた。こうした方針にしたがつて部員それぞれの意欲と立場において実質研究がすすめられ、その研究作業の過程と研究発表会を通して浮上してくる問題が、部員各自において次第に問われるようになってきている。一方、こうした部および教団史研究の現状に対する批判という形での問題も、部の内外から提起されてきた。しかしそれは、いったいどういう問題であるか、現状において早急にとりくみうる問題ではなく、各自の研究をさらにすすめるが求めていくこととなった。

ところで、こうした四十四年度の動きを通して気づかせられてきていることは、部員それぞれにおいて、教団を問題にする仕方あるいは歴史への接し方（参加の仕方）がどうあればよいかという問題に、自覚するしないにかかわらず必然的に当面させられて

いるということであり、一方こうした基本問題を、研究作業を通して自覚的に追求するということには、なかなかないできているところがあるということである。その理由はいろいろあるにしても、このことには本教団の根源的生命もしくは本教の歴史の基本的な流れと、教団の歴史的現実とのかかわりということが問題として含まれており、追体験の態度・方法をねり上げていくことにその問題が深くかかわっているということ、その問題の自覚と追求が十分でないところに主たる理由を認めることができよう。また教団史研究は、今日の時代社会における、またそれに対する教団の位置と動態を明らかにしたいとする内的要請にもとづいて、それを動機として行なわれるものであるが、こうした要請が研究者自身の内になかなか醸成され難いということも、それに関連して気づかせられる基本的な問題である。

そうした問題が、今後の実質研究においてそれぞれの仕方でものように意識され問題にされていくことになるか、そこに部の実質と共同研究の仕構えが生まれる基盤があると考えられる。

研究発表会

研究活動の過程において、そこに浮上する問題なり内容を、適宜とりまとめ発表し、他の立場からの示唆、批判をうけること

によって、研究の関連を相互に確かめあい、各自の研究が充実し促進されていくことを願いとして、以下のごとく実施した。

綴り方教室 作品(1)

藤尾 節昭 6・27

三月末より六月三十日までの私の歩み

松田 敬一 7・2

教団史研究の必然性を求めて

宮田真喜男 7・9

昭和十年一月における教団問題についての一考察

藤井記念雄 7・16

教団史研究ノート

真鍋 司郎 7・25

教団史研究ノート

長野威真一 8・9

高橋正雄の悩み ——三十一才以前——

高橋 一邦 8・27

綴り方教室 作品(2)

藤尾 節昭 8・27

戦時時局活動研究のための素描

渡辺 溢 8・30

自分の生きることによって教団史とは何か

——教団史研究課題の一視点について——

西村 文敏 11・6

有志盟約結成の時点にみる教団の問題(2)

——教団史研究の視点と構想をたずねて——

藤井記念雄 11・8

高橋教監就任の意味

宮田真喜男 11・25

資料の収集整理

教団史研究の進捗状況に応じて、既存の教団史関係資料の研究資料化と、新たな資料の収集整理が願われる。四十四年度実施したものは次のとおりである。

①昭和九・十年から十六年にかけての教内の状況および当時の所感などについて、重松三喜氏(鏡町教会長)より聴取(44・12・10)

②教団自覚運動史資料の索引カード(43年度作成)の年次別分類

第二・四部

四十四年度において、部員全員が「覚」の研究に着手しえた。その研究のすすめ方は、それぞれの信心内容に吟味検討を加えるところからうかびあがってきた生の問題性との関連において、「覚」の世界の一角が問題にされ、そこにおいて、教祖の信心の動態の把握が志向されるごときものであった。

果してかかる研究方法によって「覚」の世界を十分に把握しうるかどうか、現時点においてはこの問題をそれ自体として取上げる段階に至っていないが、このことを自覚しつつ、各自なりに「覚」研究の可能性を求めていくこととなった。それについては、基本課題について、共同研究的に明らかにしていくという四十年

度後半以来の課題があり、一応の研究成果をあげたこの時点から、それを意識の正面にのぼせていくべく部の構えを考慮していくこととなった。

しかしながら、この追求の途上で、所員助手の指導関係、また、研究発表会のあり方等をめぐって、反省すべき諸点があらわにされ、その結果、研究主体のあり方、部の研究体制そのものが問題化してきた。そして、この問題は根本において部員の間の関係のつかなさという問題であったがために、「覚」研究に当る各自の研究基盤の相互吟味をなすこととして企画された「覚」演習、研究発表会第二次検討会も、共同の話し合いのできぬ時点では、これを実施しえぬこととなった。そこで、とりあえず、部の問題でいよいよなかが問題なのか、そこを求めつつ、各自なりの研究をすすめていくこととなった。その一方、この問題状況がありながらも、研究を各自にすすめていく過程で、「覚」の研究方法において、共同討議的仕構えでもって問題を究めていく効果とか、資料収集についての部員の協力による能率化とか、研究実践上の問題が实际的に提起されてき、今後の研究態勢について考えさせられるところがあった。

77
なお、「覚」演習では、四十三年度において立教神伝について共同レポートを作成したが、これについて、立教神伝を究明して

いく視点を多角的に検討していく予定であったことを付記しておく。

研究発表会

以下のごとく実施された。

「金光教の社会性について」というテーマの概念規定について

西村 文敏 6・30

私における「苦しみの場所」(2)

高橋行地郎 7・1

私はどこで私と出会うか——

竹部 教雄 9・9

体験の吟味(その三)

瀬戸美喜雄 9・27

——神、その苦しみの時——

福嶋 義次 10・27

神と教祖との関わり——42才まで——

沢田 重信 10・28

神々の問答——安政五年九月二十三日の出来事について

高橋行地郎 10・29

綴り方教室 作品(3)

藤尾 節昭 11・13

——君の苦しみは甘いと云われて——

——前提・癒着・体制——

——前提・癒着・体制——

資料の収集整理

『金光大神覚』の研究をすすめていくについて、既存の資料を研究資料化する向きで整理することと、研究の視角を新たにする資料を発掘していくことが願われる。四十四年度に実施したことは次のとおりである。

- (1) 本所会合記録などから、大淵千仞氏のものにつき、その資料索引カードを作成。
- (2) 「教典編纂委員会資料」につき事項別分類したものを再検討。
- (3) 『前教主金光様をいただく』その一、二、三の教義資料索引カード作成。
- (4) 賀茂神社・青木竹治郎屋敷跡・同墓・原田弥九郎墓跡・同屋敷跡・友田沢八墓・藤沢兵部大夫墓・神田大和墓・同屋敷・神田筑前墓・堀主水墓・堀昌庵墓・森田八太郎墓につき史蹟調査して、写真撮影したものなどを整理。
- (5) 各種門納屋と原田弥九郎墓の写真撮影。
- (6) 中務坂助・神田大和・同筑前に関する調査。
- (7) 六根清浄被・般若心経の録音。
- (8) 堅磐谷の金神の史蹟跡調査。
- (9) 奉修所時代の教祖関係資料の写真整理。
- (10) 史蹟調査に必要な地図パネル作成。
- (11) 農具収集は新たに二点を加え、累計四十三点。
- (12) 教祖直筆のお書附二枚の収集とそのうち、教祖時代のものと推定される厨子と幣の収集。

教学研究所総会

第二十四回総会（昭和四五・三・五）

趣旨

昭和四十四年度本所は「教団史」「金光大神覚」の実質研究を中心として、諸般の研究業務をすすめてきたが、それらの年間の業務を反省し、四十五年度の計画を立案する例年の計画会議（昭和四十四年十二月開催）を経て、以下のような諸点について、深い反省をせまられることになった。すなわち、根本的には本所職員としての研究姿勢がいま一つ主体的なものになっていないこと、そのために合同研究会、研究発表会など公的な性格をもつ諸般の研究業務に関与する姿勢がきわめて消極的であること、また研究者相互の交流、新しい研究者の育成が十分なされていきがたいこと、などである。そして、そのようないくつかの反省内容は、その時点においてようやく問題意識に上ったという程度のものである。その場でどうして問題にし尽くせるような性質のものである。以後四十五年度の本所の実際の活動の中で起きてくる具体的な問題を媒介として、問題にし続けていかねばならぬことが、同時に確認された。

この度の総会は、そのようにして浮んだ反省内容を、所外関係

者にも理解してもらい、また所外関係者との懇談を通して種々示唆を仰ぎ、新年度を迎える職員の姿勢を整えていくことを願いとして開催された。

日程

かかる願いに立って、午前中は、左の十名の職員がそれぞれ問題とするところを率直に発表し、午後は、その発表を手がかりに、所外関係者をまじえての懇談がなされた。

発表者 ①高橋一邦②宮田真喜男③長野威真一④三矢田守秋

⑤松田敬一⑥和田登世雄⑦齋藤東洋男⑧松村真治⑨渡辺溢

⑩竹部教雄

発表内容は、多面にわたるものであったが、それを大別すれば、次のとおりである。

(一)研究者の研究姿勢に関する問題

○ 研究対象に研究者の既成の価値観を投入しがちであり、研究をとおして逆に研究者の生き方に響いてくる研究のあり方ができがたい。したがって、研究意欲が湧きがたい。

○ 研究業績、とりわけ實際布教に即効性のある業績を全教から求められるだけに、業績中心主義的な意識にかられ、研究対象自体のもつ意味内容を根本的に追究しがたい。

○ 信仰体験に乏しいため、追体験的な研究姿勢にならず、対象

化的な研究姿勢になる。

○ 教学研究の意義、必然性がはっきりせず、その方法としての「おかげの体験の吟味」ということにも、多くの困難な問題がある。

(二) 今日の教団および社会の状況下における研究のあり方の問題。

○ 今日の時代状況の問題性をすどく感受する問題意識、研究意識が欠けがちである。

○ 教団、社会の当面している諸問題を消化して、研究課題として具体的に設定しうるまでに至りにくい。

○ 研究の結果得られてくる内容が、今日の教団、社会の問題状況にいかなる関わりをもちうるか、その位置づけができがたい。

○ 教団史研究をどういう立場からすすめていくか。教団擁護に終るのでなく、しかも本教の信仰自体の立場に立つということが、なかなかむづかしい。

(三) その他、職員相互のよりよい関係をいかにつけていくかという問題等。

午後の懇談の場では、所外関係者より、本所の既収資料の活用の方々に未だ多分に工夫の余地があること、数学研究に一般科学の成果を活用するに当っては適切な方法と十分な配慮が必要であ

ること、研究対象への共感的な沈潜が必要であること、教団の動向と研究の成果とは齟齬することがしばしばあること、研究というものは極めて困難な仕事であり精神的にも多くのものに耐えねばならぬこと、等について、示唆に富んだ意見がかわされた。

教統者に関する資料の収集整理

教祖以来こんにちに至る教統者に関する資料の収集・整理は、重要かつ急ぐべきことであるとして、本所においても、継続的にすすめて、こんにちにいたっている。

金光攝胤君については、天瀬教会報に掲載の「三代金光さま」を、従来に引き続き収集した。

現教主については、教報掲載の「おことば」及び短歌雑誌「槻の木」掲載の短歌をカードに書写した。

信心生活記録の収集整理

教祖の信心が、直信・先覚をとおして、今日の信奉者の生活の上にとどのようなすがたで伝承されており、また展開されているか。その内容を明らかにすることは、本教の信心を把握する上に欠くことのできない重要な側面である。

ところで、この種の生きた信心内容にふれた記録の乏しい現状

を顧みるとき、この面の研究領域開拓にあたっては、なによりもまずその記録収集のことに手がかけねばならず、それに関連して収集の態度・方法を明らかにしていく努力が要請される。

四十四年度は、四十三年度にひきつづき、収集者の本教信心をみる目を培い、収集の態度、方法を明確にしていくことを願いとして、次のごとく、研究会を二回行なった。なお、芸備教会在籍教師、高橋信道師の信心生活記録の収集(45・3・24)を実施した。

1、直信の信心を受けて新しい時代社会に道を展開せしめた先覚の信心生活の中身を追体験的に吟味することを願いとして、「湯川安太郎信話」をテキストとし、そこにみられる湯川師の信心についての二つのレポート(高橋一邦、沢田重信)を手がかりとして討議した。(44・6・23)

2、第一回を受けて、さらに事実在即して追体験的把握をすすめるについて、二十五才の体験(小売商第一日目の体験)の事蹟、及び三十四才の体験(「神様は御主人自分は奉公人」の自覚に至る体験)の事蹟をそれぞれ中心にしたレポート(松田敬一、三矢田守秋)を手がかりとして討議を行なった。(44・9・11)

布道教制に関する資料の収集整理

本所が教学研究をすすめていくについては、常に全教の動きに

目を向け、全教の実態をできるかぎり把握していくことが大切である。この布教教制に関する資料の収集整理は、そのことの一環となされるものであって、本部教庁、教務所、各種団体の通牒及び会合記録、教会報等の収集を行なった。

資料の整理・保管

教学に関する教内外の資料を収集し、利用に供しうるよう整理しているが、より一層、合理的、計画的に、それらの作業がなされることが願われる。

四十二年度よりはじめた、一々の書類、資料について、カードに表題、執筆者、年月日、内容等を記入する作業は、本所開設以来の書類、資料に限定してすすめ、四十四年度をもって、その作業を完了した。

文献講読会

諸宗教および思想界で問われている人間の諸問題を、より深く的確に把握し、われわれの受け持たされている教学の諸問題の認識を深め拡げていくについて、教外の諸文献に接し、学習・討議を継続的に進めていくことを願いとして、昭和四十三年度より第一（原書ゼミナール）部門、第二（宗教思想ゼミナール）部門を設けてきた。

第一部門

当講読会の願いを受けて、世界の諸宗教がかえさせられている諸問題はなにか、それら諸問題にどう対処しようとしているか、をとらえていく方向をとった。焦点をキリスト教神学にしぼり、その分野で一つの問題提起をなしている「神の死」神学をとりあげ、その態度、方法等について認識を深めることを志向して、*“The Gospel of Christian Atheism” by Thomas J.J. Altizer* をとりあげ、同文献を通読・討議した。会合は月二回で参加者は六名であった。

第二部門

ハイデッガー「哲学とは何か」をテキストにして、助手・研究生を対象に福嶋所員が担当して、三回のゼミをもった。その後は態勢がととのわず中止した。

教規講読会

教団活動の所依となる教規に、教学研究にたずさわるものとして深い理解をもつことが願われるところから、この会がもたれ、教規に関する基礎的な文献の講読を終って、さらに理解を深めていくために、関係諸資料を持ち寄って講読を続けてきたが、四十四年度は、会の運びに熟さないところがあり、所の体制としても

十分にとりくむことができず、中止のやむなきに至った。今後、何らかの形で再開されることが望まれている。

教内時事懇談会

教団の当面する諸問題について、その問題の動態・構造・性質・意味等を、教報を読むことをとおしてうかびあがらせ、教団活動の反省視点と展開方向とを求めていく、との趣旨にもとづき、四月から十一月までの間に五回の会合をもった。しかし、その後は、所の状況から、この会合を開き得なかった。

信心懇談会

この会は、職員個々が自己の信心を培うことを目的として開かれるもので、講師を招いて講話をきき懇談をするということを実施された。講師および講題は次のとおりである。

○宮尾肇——今日までの信心の歩み(44・6・27)

教内各種会合の傍聴

本所における研究は、全教の実態をふまえたものとしてなされることが願われるのであるが、教内にある問題性を的確に把握するためには、たんに結論として報告されてくるもののみを判断す

よりどころとしていたのでは足りない。研究者個々が教内の各種会合を傍聴することによって、その結論が出されるまでの過程にできるだけふれることが大切である。

右の願いに基づいて、第四十三回臨時議会、宗教情操教育講習会、全国学生大会、教会委員会(第二回・第三回・第四回)以上六会合を傍聴した。

学会・講習会への参加

本所は、広く学問の各分野から、あるいは現代社会から提起されてくる問題にふれることによつて、本教教学のなすべき課題をたしかめていくという願いのもとに、学会(日本宗教学会・関西哲学学会・歴史学研究会)、および各種講習会等に参加している。四十四年度、参加した学会・講習会およびその参加人員は次のとおりである。

日本宗教学会 四名(11・1・3)、関西哲学学会 一名(11・21・22)、
歴史学研究会二名(5・24・25)
講習会——岡山民俗学会大会一名(45・2・22)

研究生の養成

新しい研究者の養成は、教学研究の展開を求めるについて欠

くことのできぬことである。それは、研究者を養成していく営みをとおして、新たな研究課題・視点・方法等が発掘され、そのことよって全教の教的内容がより豊かになるばかりでなく、所における研究者の研究内容が吟味され、展開せしめられるという意味をもつところからである。

A 研究生の所内実修

所内実修の実施は、四十四年度で十三回目であり、左記六名が、六月より六か月間実修した。

稲垣菊雄（道広教会） 松村真治（鹿ヶ谷教会） 西川 洋（仙台南部教会）

齋藤東洋男（笠岡教会） 金光寿一（船橋教会） 白石幸平（南宇和教会）

なお、指導所員との日常的ふれ合いを意図して、実修全期間をとおして、部への配属を実施した。

実修の概況

(1) 基礎研修

a、「金光大神覚」通読

b、「教団自覚運動の事実とその意味」（高橋正雄）講読

c、教学方法論研究

(2) 研究実修

a、レポート作成Ⅱ自身の問題意識の整理、「金光大神覚」研究、教団史研究

b、研究要項作成発表Ⅱ所内実修期間におけるまとめと、今後の研究進捗のために行なった。それぞれのテーマは次のとおりである。

稲垣菊雄「『僕』という問題意識とその信心構造」松村真治「問題性自覚の歴史及びそれへの参加を求めて」西川洋「すげごたついたし、別、其方ひとりあたれ」の事蹟について」齋藤東洋男「元治元甲子正月朔日御四らせ解釈のための素描」金光寿一「『歴史について』以後」白石幸平「研究テーマ」神との出会いの「一考察」設定にあたって」

c、文献解題

(3) 懇談・その他Ⅱ(イ)所長との懇談 (ロ)指導所員との懇談 (ハ)所内各種会合出席ならびに教内各種会合傍聴 (ニ)各記録・図書書の整理

なお、松村、齋藤両名は、昭和四十五年一月十日、本所助手に任用された。金光研究生は、同三月三十一日まで引続き所内実修し、「神誠・神訓・御理解に関する研究」をすすめ、同日付で委嘱を解かれた。

B 地方在住研究生

(1) 教会用務・機関用務のなかにあつて、各自が研究の態勢をととのえていくため、教学研究会、研究生集会および研究所総会

- に出席するほか、適宜指導所員と懇談して研究指導を受けた。
- (2) 伊藤範人、石塚陽子両研究生は、昭和四十四年五月三十一日委嘱期間を終了し、研究報告を提出した。その概要は別項に掲載。なお、伊藤範人は、改めて一年間、研究生を委嘱された。
- (3) 平田カヲル研究生は昭和四十五年二月二十八日に委嘱を解かれた。

C 研究生集会(第八回)

研究生期間終了者の研究報告及び昭和四十三年度研究生の中間報告の内容検討と今後の研究の展開を期して、研究生と本所職員との交流を深めることを主たる願いとして、六月十三、十四両日開催された。

- (1) 第一日午前は、研究報告・レポートの検討を行ない、問題意識を明らかにし、以後の研究方向を検討した。午後は、研究生期間終了にあたっての懇談の場をもった。
- (2) 第二日午前は、四十三年度研究生に対して、教学研究の方法論の学習をねらいとして、『本教の教義について』(大淵千巳)を講読し、討議した。午後は、指導所員との個別懇談を行なった。

職員懇談会

本所の職員が、職員としてご用をしていく上で、当面させられる幾多の問題がある。これらの問題は、単に、個人的な関心でのみ問題にされたり、個人が背負いこんでしまうようなことであってはならない。本所職員として、全体的な立場から、それらの問題性を追求し、取り組んでいくべきである。この会はそうした姿勢が培われていくことを願いとして開かれる会合である。四十四年度は、諸種の事情により、この会合をもちえなかったが、今後は職員会議の一内容として継続していくことになっている。

評議員会

本所の運営は、研究機関という性格よりして教務教政の直接支配をうけてはならぬが、しかしまた、教団の機関である以上、教務教政の立場から十分に責任の負いうるものでなければならぬ。評議員制度は、このような特質をもつ機関として公正妥当な全教的仕組みによる運営方式の樹立を願いとして運用されているものである。

本所は、総論に述べたような、昭和四十四年度の後半に提起されてきた諸問題の根源を究明することをぬきにしては、過去四年間の研究の実質をふまえての展開の方向が見定めがたくなり、四十五年度の計画は、これまでとりすすめてきた二部体制の構えを

はずすこととなった。

したがって、実際としては、研究者各自のところにおいて、共同研究をどう考えるのか、さらには基本課題を自身においてどう問題にしうるのか、新しい研究分野をどのようにして開くのか等等、いつさいの課題を背負う方向をとることになっている。つまり、この方針は、本所の研究はいかなる実質を備えるべきものかが、改めて研究者各自の責任において生み出されることが要請されているのであって、その意味から、「個人研究」の徹底ということが願われるのである。もちろん、「個人研究」とはおおよそ気ままな私的研究でないことはいうまでもない。

○

大要以上のような点を骨子とする四十五年度計画の大綱について、第十四回評議員会(45・2・6)において、主として審議検討された点は、研究所の問題状況の性質についてであった。主たる意見の要点を記すと、以下のとおりである。

○ 研究所十年の歩みを共にしてきた者と、比較的新しく入所した者との間に、教学とか、研究とかについて、また、信心、研究所、教団、本教というものについても考え方の違いがあり、それが問題として出てきているように思われる。

○ こんにちの時代は、若い人々をある一つのことに没頭させな

いものが渦まいている。研究ということも、いのちをかけてやる仕事と思えないのであろう。それが熱意を失わせる。

○ ここからの方向としては、こんにちまで研究所においてとりくまれてきたところが、中堅の所員のところでさらに求められ深められると共に、また若い人々のところでも自身の問題をもっと明確な姿に把握していくことができるように、その手だてが配慮されていくべきである。

○ こんにち断絶ということが問題になっているが、価値観が非常に混乱し、いまだ新しい価値観は生み出されていない。そういう時代の問題性が研究所にも出ているわけであるが、断絶があり混乱しているから、求めるべきものをいよいよ求めていくことがたいせつである。求めていく中から生れてくる。こんにち、混乱しているだけ難儀な氏子の姿がはっきりしている時代であるともいえる。取次の働きが及んでこそ時代の人々の難儀がみえる。混乱しているから若い人が育つ。それだけほんとうのものが得られ、難儀の正体がみえねばならない。混乱しているから研究がいよいよたいせつだということである。

○ 本教の布教は、難儀な氏子から出発しているが、難儀な氏子がこんにちはみえないことになっているのではないか。教祖は難儀な氏子を発見された。実意丁寧神信心をつくされたところから、

難儀な氏子としての人を見いだされた。信心して人を見いだすのは、難儀を見いだすことである。そこに金光大神がなければ助からぬことになる。あたりまえのことははっきりさせていくことがある。教祖と共に難儀な氏子を見いだすことがあるのであり、それは生神金光大神様と申しあげていかれたその教祖の信心をいただくことである。

諸機関とのつながり

一、本所が教団の機関として、その有機的組織の一環をなす以上、本所の特質、機能、責任等について、他機関の理解をうるとともに、他機関のそれを本所としてできるかぎり理解していくことが願われる。このように相互の理解を深めることによって、共にもつづくべき根源とそれぞれが受けもつべき役割、教団において占める位置が明らかになり、現実的に本所のあり方が全教に理解せられ、教学的関心が全教的に醸成せられていくことが願われる。

二、四十二年度から、教庁との関係においては、相互の日常的接触を深めるとともに、共同の働きでもって実施している講演会（従来は教学講演会）、教学研究会等の機会をとらえて、互いの機関の目的、使命、役割等を具体的・实际的に求めていくよう努めている。図書館との関係では、これまでは相互の業務報告、すな

わち、その内容として、図書・資料についての情報交換という実務的処理の問題次元にとどまっていたので、今後は趣意にそっての話しあいをすすめていきたいと考えている。

その他、機関ではないが、教団の他の団体、就中、教学会の活動にも接し、そうしたところから提示される諸問題を撰取することによって、本所の研究基盤を吟味し培うことを願っている。

三十九・四十年の反省吟味

本所昭和三十九・四十年の動きは、開所十年を経た本所が、あらためて本所設立の意義・精神にたち返って、みずからの現実を反省吟味し、そこからの課題を明らかにして、あるべき姿を見出そうとする動きであった。本所の現体制は、そのような動きをおして生み出されてきたのであるが、そこで掘り起された研究・運営両面にわたる基本的な問題を、あらためて全体的に反省吟味し、三十九・四十年の歩みのもつ意義を問うことによって、今後の本所の歩みに資しようとするものである。

四十四年度は、三十九・四十年の歩みをとらえる視点を求めたの発表・討議を二回（4・30、7・14）と、会議のもち方についての反省的懇談（9・24）を行なった。

金光教学第九号正誤表

96	90	41	40	35	23	21	19	19	18	16	12	8	6	頁
下														段
6	4	10	4	7	2	4	7	7	5	11	2	3	5	行
果てもない 出事 ゆきずまり あって。 内容 はじめより信者 法どおり 惣身命 日天子 ご法どおり なり物青物、毒立なし 祇園宮 どちらも いられた。生活の														誤
果てもなく 出来事 ゆきづまり あって。 内容 はじめよりの信者 法どおり 惣身尊 日天四 ご法どおり なり物・青物・毒断てなし 祇園宮 「どちらも いられた生活の														正
161 137 133 132 129 125 125 124 119 116 115 107														頁
上 下 下 上 下 下 上 上 上														段
5 2 8 4 8 10 8 8 7 1 1 3														行
完教 こるさを 教祖様ところで おこうかと 限りに とりあげて 廻向 想外 いたたかた 昭和二十五 奉修所(昭和二十一)														誤
宗教 こるさを 教祖様のところで おこうとか 限りに とりあげて 回向 予想外 いたしかた 昭和二十四 奉修所(昭和二十二)														正

(行数の太字は後から数えてのもの)

第9号

金光大神御覚書の読み方について	金光 真整	1	1321
安政五年十二月二十四日のお知らせの一解釈	竹部 教雄	31	1351
三十七才の教祖 一その苦しみのとき一	高橋 行地郎	49	1369
安政五年七月における精霊回向の事蹟解釈 一伝承の世界と信仰の世界一	福嶋 義次	72	1392
信心・布教・政治 一金光大神御覚書、明治六年「神前撤去」の解釈一	沢田 重信	93	1413

第10号

教祖四十二才の大患の事蹟について 一金神・神々と教祖との関わり一	瀬戸 美喜雄	1	1494
一乃弟子もらいうけをめぐる金神と天照皇大神 との問答 一伝承の世界と信仰の世界一	福嶋 義次	28	1521

共同討議 和田登世雄編	号	頁	通頁
金光大神御覚書の解釈一教祖とわれわれ一	9	115	1435

資料

資料名	号	頁	通頁
小野家文書一小野四右衛門日記 (文久2年1月~6月)	2	75	186
同上 (" 7月~12月)	3	133	381
小野家文書一役用並天象出行日記 (天保8年7月~12月)	4	143	576
同上 (" 9年1月~8月)	5	144	746
同上 (" 9年10月~10年5月)	6	162	965

小野家文書一宗門御改寺請名歳帳	7	127	1156
-----------------	---	-----	------

その他

	号	頁	通頁
第一回教学研究会発表要旨 (昭和33.2.23~25)	2	89	203
第二回 同上 (" 34.2.15~17)	3	150	398
第三回 同上 (" 35.2.14~16)	4	157	590
第四回 同上 (" 36.2.19~21)	5	157	762
第五回 同上 (" 37.2.12~1)	6	192	995
第六回 同上 (" 38.6.11~12)	7	170	1199

研究報告概要	10	55	1548
--------	----	----	------

紀要第九号掲載論文検討会記録要旨	10	69	1562
------------------	----	----	------

教祖の信心の基本的性格 —四十二才を中心として—	岡 開造	109	542
取次の原理	内田 守昌	128	561
第5号			
実意丁寧神信心の志向性についての試論	藤井 記念雄	1	626
出社の成立とその展開 (中)			
—教団組織の問題をめぐって—	橋本 真雄	24	649
金光教とキリスト教の比較研究			
—教祖論についての序説—	瀬戸 美喜雄	64	689
金光教における死の意味			
—教祖の生死に対する態度について—	宮田 真喜男	84	689
教会と信者の対応関係にみられる諸問題			
—信者の教会への態度の分析—	沢田 重信	102	707
金光教と浄土真宗の比較研究			
—その信心構造の輪廓について—	松井雄飛太郎	121	726
第6号			
教祖における布教の意義	内田 守昌	1	804
教祖時代入信、取りつぎに従った諸師について	金光 真整	26	829
教会継承をめぐる問題について	米本 鎮雄	49	852
本教信者の教義理解の諸相			
—実態調査にもとづく分析—	沢田 重信	64	867
出社の成立とその展開 (下)			
—教団組織の問題をめぐって—	橋本 真雄	86	889
神道金光教会講社気多組成立の要因について	前田 正紀	117	920
初代白神新一郎「御道案内」について	福嶋 真喜一	146	949
第7号			
教祖一家の農業経済についての—考察			
—近世大谷村農地の実情—	三矢田 守秋	1	1030
教祖の信心の基本的特性			
—现实生活との関係を中心として—	瀬戸 美喜雄	31	1060
教祖時代入信、取りつぎに従った諸師について (続)	金光 真整	53	1082
教祖の信心における道理の自覚について	藤村 真佐伎	70	1099
取次者の課題 —布教、教導上の諸問題について—	沢田 重信	87	1116
教会家庭の諸問題についての—考察	藤井 記念雄	105	1134
第8号			
「秋浮塵子」の事蹟について			
—『御覚書』解釈のための試論—	福嶋 義次	1	1228

金光教教学研究所紀要第1～10号

掲載論文・資料等一覧表

論文

題 目	氏 名	頁	通頁
第1号			
教祖の信心について(上) —序説的概観—	大淵 千 伋	1	
信心の基本的構造			
—安政五年～六年の教祖を中心として—	内田 守 昌	19	
小野家の家相方位学説	青木 茂	40	
教義史に関する一管見	小野 敏 夫	60	
第2号			
金光教における勤労倫理について	藤 村 真佐伎	1	115
高橋茂久平の信心について —その二十九才まで—	高 橋 一 邦	20	134
教祖と神との関係についての考察(1)	金 光 真 整	40	154
教祖の信心について(中)			
—四十二才の体験をめぐって—	大淵 千 伋	64	178
第3号			
生神の意味 —文治大明神について—	松井雄飛太郎	1	249
教祖における人間形成について			
—四十二才までを中心として—	松 岡 道 雄	20	268
「氏子あつての神神あつての氏子」理解の論理的立場について	岡 開 造	36	284
台湾布教史研究 —台北布教を中心として—	矢 野 信 夫	51	299
藤井くらの信心についての考察	藤 井 記念雄	71	319
高橋茂久平の信心について —その三十才以後—	高 橋 一 邦	88	336
信奉者の信心生活について			
—実態調査による問題把握の視点—	沢 田 重 信	106	354
第4号			
金光教教典の成立過程について	畑 愷	1	434
出社の成立とその展開(上)			
—教団組織の問題をめぐって—	橋 本 真 雄	37	470
近世末期大谷村農民の婚姻について	三 矢 田 守 秋	70	503
本教における信心生活			
—信徒層と入信にみられる諸問題—	沢 田 重 信	87	520

In the first chapter, the role of Amaterasu faith in a village community, the periodical visitation of itinerant preachers of Amaterasu faith, and the villagers' and the Founder's responses to it are stated to understand the problems of a traditional faith.

In the second chapter, it is pointed out how the Founder's faith was immersed deeply in Amaterasu faith, based upon the Founder's autobiographical notes. The fact that the Founder found it very difficult to be free from the Amaterasu faith shows symbolically that he could not alienate himself from his traditional life in a village community easily.

In the third chapter, the meaning of the fact that Konjin, a deity whom the Founder was searching for and discovering in his own unique way, knew that the Founder had difficulty with transcending the traditional life of his village community and showed him a concrete way of overcoming the difficulty is referred to. The meaning of the Founder's subsequent whole-hearted devotion to the world of faith is also mentioned in the final chapter.

金光教学第10号

昭和45年9月10日印刷

昭和45年9月25日発行

編集・金光教教学研究所以

印刷・榎玉島活版所

発行・金光教教学研究所以

岡山県浅口郡金光町

gathered at his bedside is described.

In the forth chapter, the contents of the religious experience which he had in his illness and their meaning are mentioned.

The following are what the Founder realized through his experience of the serious illness.

a. The Founder recognized his self-protective way of life and the ultimate inscrutability of man's existence.

b. He realized that his fear of Konjin was due to his self-protective way of life and he was making use of Konjin for his selfish purposes.

c. The Founder understood, not suddenly but gradually, through his relation with Konjin that it was Konjin who made him realize his self-protective way of life and the inscrutability of man's existence and helped him to lead a better life.

A DIALOGUE BETWEEN AMETERASU AND KONJIN

—THE WORLD OF TRADITION AND THE WORLD
OF FAITH—

BY

YOSHITSUGU FUKUSHIMA

In the Tokugawa era (1600-1867), the Amaterasu faith penetrated deeply into the life of the common Japanese people to the extent that it was almost transformed into a folklore faith.

Our Founder's faith was also influenced greatly by such religious environment.

In this paper an attempt was made to clarify hermenutically the religious and historical meaning of a dialogue between Amaterasu and Konjin which took place in September, 1858 and through which Konjin identified the Founder with his disciple.

THE OUTLINES OF THE PAPERS IN THIS ISSUE

The brief outlines of the papers in this issue were drafted in Japanese by the original authors. The following translation is by Yoshikazu Matsuda, staff of the Institute.

ON THE FOUNDER'S RELIGIOUS EXPERIENCE AT THE AGE OF FORTY-TWO

BY
MIKIO SETO

Our Founder's experience of serious illness at the age of forty-two is one of the most important experiences which the Founder had in his life, for it was a turning point of his life. What can we learn from this experience of his? This question led the author to understand hermeneutically the experience more deeply, based upon the Founder's autobiographical notes. What is intended in this paper is to know how the first part of the Founder's experience of serious illness was significant to his religious life by obtaining an insight into his life-attitude which was formed by his past life and the objective situation he was in when ill.

In the first chapter, a general statement of the religious sentiments and practices of the people of his day is made.

In the second chapter, the Founder's unique way of life which developed gradually from the religious tradition which he had consciously or unconsciously inherited is referred to.

In the third chapter, a situation which was created by the Founder's relatives, neighbors and some other people who

発刊に当って

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、摂取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容もとのい、内容も充実するをまって実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の蒐集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいいい難いが、こんにちはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髓を組織的体系的に把握しゆくことを、愈願するが故である。

由来、一般に宗教にあっては、教学研究と信仰的实践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互に他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上って、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取り組む勇気を失って、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直に本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならないところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともしない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してきようなものではなかった。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不断に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとす。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの愈願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、附記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究所有長 大淵千仞)

THE JOURNAL OF KONKOKYO THEOLOGICAL RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by
Konkoko Theological Research Institute
Konko, Okayama, Japan

1970
No.10

CONTENTS

MIKIO SETO

A study of the Founder's Religious Experience
at the Age of Forty-two 1

YOSHITSUGU FUKUSHIMA

A Dialogue Between Amaterasu And Konjin
-The World of Tradition And the World of Faith-.....28

A list of the Annual Reports of Studies (1969~1970)55

Summary of the Records of a meeting for Criticism of the
Papers in the Journal No. 969

Reports on the Activities of the Institute (1969~1970)

A List of Papers and Materials in the Journal
(VoL. 1 - VoL. 10)

The Brief English Outlines of two Papers in This Issue